

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく
第一次実施計画

令和8年6月

藤井寺市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1.計画の趣旨	1
1-2.計画の位置付け	1
1-3.計画の対象範囲	2
1-4.計画期間	2
第2章 病院跡地活用における認定こども園の基本的な考え方	3
2-1.病院跡地活用検討の状況について	3
2-2.後期計画の考え方	5
2-3.病院跡地活用における認定こども園の設置検討にあたっての基本的な視点	5
第3章 再編対象施設の検討	6
3-1.市内施設一覧（幼稚園・保育所等）及び病院跡地の位置	6
3-2.再編対象施設検討の基本的な考え方	7
3-3.第5保育所のこれまでの経緯	7
3-4.各施設の状況	7
3-5.園児数の推移	8
3-6.維持保全（修繕）の状況	8
3-7.まとめ（方向性）	9
第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討	10
4-1.運営形態の選択肢の想定	10
4-2.認定こども園の定員・建物規模の想定	11
4-3.整備事業費の比較	11
4-4.運営事業費の比較	13
4-5.全体の事業費の比較	14
4-6.運営内容による検討	15
4-7.まとめ（方向性）	19
第5章 再編対象施設の跡地の取扱い	20
5-1.再編対象施設の跡地の取扱いについて	20
第6章 今後の進め方	21
6-1.今後の進め方	21
6-2.想定されるスケジュール	21
第7章 参考	22

第1章 計画策定にあたって

1-1. 計画の趣旨

本市では、少子化や核家族化の進行に伴う子育て環境の変化、待機児童解消への対応、さらには質の高い教育・保育の提供といった課題に対応するため、市立幼稚園・保育所の再編を計画的に進めてきました。

再編にあたっては、公共施設の再編を計画的に進めていくことを目的として策定した藤井寺市公共施設再編基本計画（以下、「再編基本計画」という。）に沿いながら、令和7年3月に藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）（以下、「後期計画」という。）を策定し、地域性や施設の老朽化状況を踏まえ、バランスを取りながら段階的に市立幼稚園・保育所を再編し、幼保連携型認定こども園へ移行する方針を決定したところです。そのため、施設の老朽化や学級人数の減少により集団教育への影響が顕在化している施設については、早い段階で具体的な再編内容を検討する必要があります。

このような状況の中、令和6年度から進めている市立藤井寺市民病院跡地（以下、「病院跡地」という。）の活用に関する検討において、後期計画の内容を踏まえ、複合施設の中心となる機能の一つとして保育機能が候補とされました。

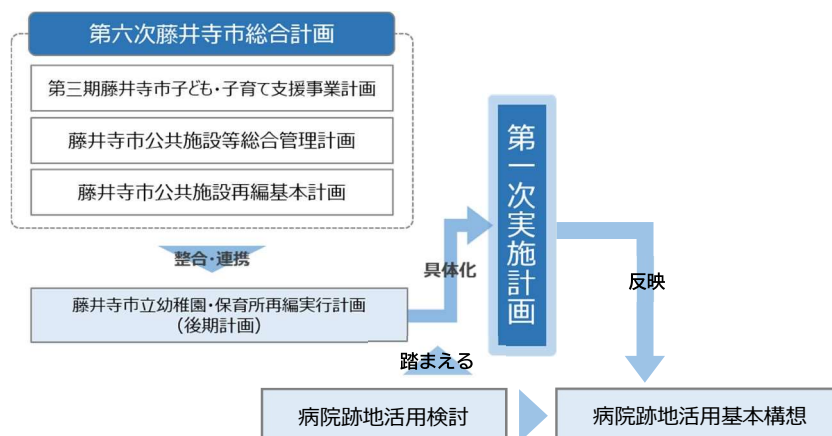
こういった経過に基づき、本計画は、病院跡地活用検討を踏まえた近隣の保育所・幼稚園の移転の可能性及び認定こども園の運営形態等について取りまとめた後期計画に基づく第一次実施計画として策定するものです。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第六次藤井寺市総合計画に基づき、重点施策として掲げられている「待機児童の解消と質の高い教育・保育環境の実現」を具体化する取組みの一環であり、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画と整合を図りながら策定された後期計画を具現化するものです。

また、再編基本計画で示された公共施設の集約化・複合化・用途転換の方針に基づき、病院跡地という公共用地の有効活用を進め、公共施設の老朽化対策、効率的な施設配置、持続可能な行財政運営の観点からも整合性を持つものです。

加えて、本計画で定める認定こども園については、病院跡地に整備する複合施設の機能のひとつとして検討する関係から、病院跡地活用検討を踏まえた計画とします。なお、本計画内容は病院跡地活用の基本的な方向性を定めた基本構想（以下、「基本構想」という。）に反映されます。



1-3.計画の対象範囲

本計画では以下の事項を対象とします。

- ・病院跡地を活用した認定こども園の整備
- ・再編対象とする公立幼稚園・保育所の整理
- ・再編後の認定こども園の運営形態の検討
- ・再編対象となった施設の跡地の取扱い

1-4.計画期間

本計画における認定こども園は、病院跡地に整備する複合施設内の機能のひとつとして導入する想定としているため、病院跡地の複合施設の整備完了までが計画期間となります。

なお、病院跡地活用整備にかかる大まかなスケジュールについては、現在策定中の基本構想で示す予定ですが、一般的な施設整備には、各種調査や既存施設の解体、新たな施設の設計及び工事などの工程を経る必要があり、施設の供用開始まで相当程度の年数を要する見込みです。

今後の病院跡地活用の検討状況に応じて具体的なスケジュールを明らかにする予定ですが、再編の対象となる施設の維持管理運営の状況、財政状況等を含めた社会状況の変化に応じて適宜見直しを行う可能性があります。

第2章 病院跡地活用における認定こども園の基本的な考え方

2-1.病院跡地活用検討の状況について

令和6年3月31日をもって廃院となった市立藤井寺市民病院の跡地について、本市が保有する数少ない大規模な市有地であり、立地条件や敷地規模の面からも、公共的な活用を図る上で極めて重要な資源であり、今後の公共施設の更新や再配置を考える上で、市全体の施策と整合を図った計画的な活用が求められています。

病院跡地活用の検討にあたって、本市が抱える課題や跡地の立地環境の整理、市民・団体の意見の把握等が実施されました。また、外部委員会である藤井寺市病院跡地活用検討委員会（以下、「外部委員会」という。）における議論を踏まえ、検討にあたっての基本方針と暫定的な機能候補として集約されました。

◆本市が抱える課題と今後のあり方

課題	あり方
人口減少、少子化・高齢化	子育て支援、若年層の定住促進、高齢者支援など
公共施設の老朽化	計画的な再整備、施設の集約化・複合化など
厳しい財政状況	国の施策（補助金や地方債）の活用、民間ノウハウを活用したサービスの提供・充実など

◆市民・団体ニーズ調査結果

調査内容	主な意見
第1回市民アンケート	<跡地活用の留意点> 民間活力の利用、市民や団体意見の反映 <跡地の方向性について> 利便性向上、子育て支援、健康増進 など
道明寺駅周辺まち整備協議会との懇談会	<求める施設機能> ①クリニックモール ②災害対策機能 ③地域に人を呼び込む機能
第2回市民アンケート	・公共施設の集約化・複合化 ・積極的な民間活力の利用 <求める施設機能> 子育て支援機能、防災・減災機能、医療機能、高齢者福祉機能など
市民ワークショップ	・市内の子どもから高齢者までを対象とする ・公共施設と民間施設の複合化を想定 <求める施設機能> 保育機能、多世代交流機能、防災機能、医療機能、高齢者福祉機能など

<市民病院跡地活用基本方針>

公共施設の再編や財政状況を踏まえながら、市民の安心・安全を確保し、市内の幅広い世代の方々の生活の質が向上し、コミュニティが生まれる機能を集約する。

●導入機能の方向性（暫定的な機能候補）

（保育機能、高齢者福祉機能、健康増進機能、防災拠点機能、コミュニティ機能、医療機能、収益機能、公園機能 など）

●財政負担軽減の方向性

（・PFI、民間委託、売却、定借などにより、民間ノウハウの積極活用と市の財政負担軽減を図る
・起債や補助金の積極的な活用により市負担の支出を可能な限り抑える）

上記を踏まえ、公共施設の導入可能性検証および民間活力導入可能性検証（民間事業者へのサウンディング調査）を実施し、導入を予定している機能として、「保育機能」、「子ども・子育て支援機能」、「多世代交流機能」、「健康保健・健康増進機能」、「防災拠点機能」を、民間から提案を求めて検討する機能として、「子育て支援機能」、「飲食提供機能」、「医療機能（小児科）」、「福祉機能」をとりまとめられました。

また、外部委員会からはこれまでの検討経過を踏まえて、機能やサービスの充実のため民間活力を積極的に導入することが望ましいものの全ての施設を公営か民営のどちらにするかではなく、各施設の機能に応じて個別の議論が必要となるため、検討の際は、外部委員会の意見を踏まえた議論とするよう意見がありました。

【参考】民間事業者へのサウンディング調査結果概要

候補機能	民間事業者による参入の見込みがある機能
保育機能	保育所、認定こども園（併設で各種子育て支援機能の導入も可）
高齢者福祉機能	介護サービス（小規模）（ただし、藤井寺市における需要は少ない）
健康増進機能	市が設けた施設の指定管理者として
防災拠点機能	民間施設の活用の可能性あり
コミュニティ機能	市が設けた施設の指定管理者として
医療機能	小児科（診療所）※
収益機能	飲食・生活サービス関連※（障害者の就労支援としての活用を想定）
公園機能	不可

※当該機能単独での参入は不可。保育施設との併設であれば参入の可能性あり

（c.f. 藤井寺市病院跡地活用に係るヒアリング調査【実施結果報告】）

2-2.後期計画の考え方

後期計画において、市立幼稚園及び市立保育所、市立幼保連携型認定こども園の再編の方向性を次の通りとしました。

<基本的な方向性>

- ・市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園への移行を進めます。
- ・地域性や施設の老朽化状況を考慮に入れた再編を進めます。
- ・再編後の認定こども園は、概ね道明寺こども園の定員を超えないような定員設定を検討します。
- ・幼保連携型認定こども園移行時には、1号認定こどもに対する3歳児の定員確保及び給食実施を進めます。
- ・保育者の人材確保方策、職員のやりがい向上、保護者や職員の意見を汲み取る場の設置等を施設整備と併せて進めていきます。
- ・保育の量の確保は、民間保育施設の公募・誘致等を基本に行い、公立保育施設はセーフティネットの確保、入所調整機能、教育・保育水準の確保・向上の役割を果たします。
- ・後期計画期間中に市立幼稚園の就園児がさらに減少し、集団教育の維持が困難な状況となった際には、後期計画によらず市立幼稚園の統廃合を行う場合があります。

<再編計画の方針>

市立幼稚園3園、市立保育所5園、市立幼保連携型認定こども園1園を市立幼保連携型認定こども園3園以内の再編を目指します。

基本的な方向性及び再編計画の方針に基づき、病院跡地における再編対象とする市立幼稚園・保育所と再編後の運営形態の妥当性を検討し、後期計画の推進を図っていくものです。

2-3.病院跡地活用における認定こども園の設置検討にあたっての基本的な視点

病院跡地へ導入する保育機能の検討にあたっては、病院跡地活用のこれまでの検討経過と後期計画の今後の基本的な方向性に基づいた視点による検討を進めます。

<病院跡地活用検討にかかる視点>

- ・積極的な民間活力の導入
- ・人を呼び込む
- ・市内の子どもから高齢者までを対象
- ・多世代交流
- ・災害対策
- ・公共施設の再編
- ・機能の集約化・複合化
- ・市の財政負担軽減
- など

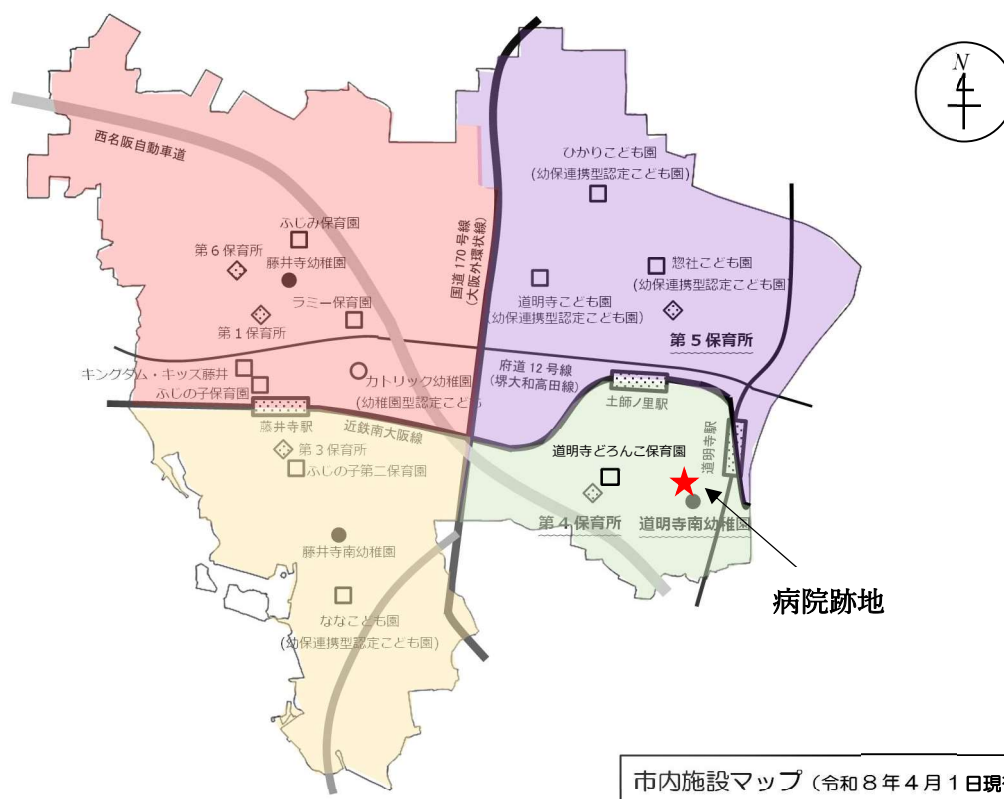
<後期計画による再編の視点>

- ・市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園へ移行
- ・地域性や施設の老朽化状況を考慮した再編
- ・概ね道明寺こども園の定員を超えないような定員設定の検討
- など

これらの視点を踏まえ、病院跡地に適した認定こども園のあり方を検討します。

第 3 章 再編対象施設の検討

3-1.市内施設一覧（幼稚園・保育所等）及び病院跡地の位置



※ 病院跡地★

3-2.再編対象施設検討の基本的な考え方

病院跡地の周辺施設として第4保育所、道明寺南幼稚園を再編のベースとしつつ、第5保育所も含めて、各施設の老朽化状況や、公立施設の集約による運営の持続可能性の確保と、未就学人口の中長期的な減少を見据えた施設規模の適正化といった観点を踏まえて、再編の実現可能性を検討します。

また、検討にあたっては、公共施設等総合管理計画において、施設保有量（延床面積）を30年間で15%削減するという目標を掲げていることから、必要な規模について精査していくものとします。

3-3.第5保育所のこれまでの経緯

第5保育所については、耐震化への早急な対応が必要であることから、公立幼稚園・保育所全園で進めていた「幼稚園・保育所のあり方検討」から切り離し、耐震補強・他所への機能移転・現地建替などの方法を検討しましたが、いずれの方法も効果的な課題解決にはつながらず、当面の課題への対応として耐震シェルターを設置しました。

その後、策定した後期計画では、今後、第5保育所のみを切り離して検討するのではなく、他の施設とあわせて検討することが早期の再編実施に繋がるものと考え、後期計画の対象施設に含めるものとなりました。

3-4.各施設の状況

- ・いずれの施設も概ね築50年を経過しており、今後、大規模改修を検討する必要があります。
- ・第5保育所においては、耐震化はシェルターによる代替措置としています。
- ・道明寺こども園と比較すると、いずれの施設も児童数が少ないため、児童一人当たりの運営コストは高くなる傾向にあります。

施設名称	敷地面積	延床面積	主体構造	建築年月	築年数	耐震化
道明寺南幼稚園	1,774.00 m ²	661.00 m ²	鉄筋コンクリート造	S48	51年	○
第4保育所	1,079.10 m ²	420.80 m ²	鉄骨造	S46	53年	○
				S52	47年	○
第5保育所	1,179.40 m ²	510.64 m ²	鉄骨造	S49	50年	△ ※代替措置済み
合計	4,032.50 m ²	1,592.44 m ²	—	—	—	—

施設名称	定員数	児童数	職員数※1	運営経費※2	児童一人当たり
道明寺南幼稚園	70人	22人	5人	43,930,429円	1,996,837円
第4保育所	70人	68人	17人	145,505,815円	2,139,791円
第5保育所	68人	61人	15人	131,148,444円	2,149,974円
合計	208人	151人	37人	320,584,688円	2,123,077円

※1 保育士等の正職の人数

※2 令和6年度決算より

【参考】

施設名称	敷地面積	延床面積	主体構造	建築年月	築年数	耐震化
道明寺こども園	2,988.40 m ²	2,689.40 m ²	鉄骨造	H28	8 年	○

施設名称	定員数	児童数	職員数※1	運営経費※2	児童一人当たり
道明寺こども園	(1号) 63人 (2・3号) 127人	41人 124人	28人	281,364,276 円	<u>1,705,238 円</u>

※1 保育士等の正職の人数

※2 令和 6 年度決算より

3-5.園児数の推移

- ・道明寺南幼稚園の園児数の減少が著しく、定員を大きく下回っています。
- ・第 4 保育所及び第 5 保育所の園児数は増減を繰り返しているものの 10 年間の推移をみると全体としては減少傾向にあります。

(人／%)

施設名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
道明寺南幼稚園	48	41	39	38	37	38	33	27	24	22	17
(定員充足率)	68.6	58.6	55.7	54.3	52.9	54.3	47.1	38.6	34.3	31.4	24.3
第 4 保育所	73	80	78	74	73	68	63	68	66	68	64
(定員充足率)	104.3	114.3	111.4	105.7	104.3	97.1	90.0	97.1	94.3	97.1	91.4
第 5 保育所	75	73	74	78	75	61	64	63	59	61	64
(定員充足率)	93.7	91.2	92.5	97.5	93.5	89.7	94.1	92.7	86.8	89.7	94.1

※1 道明寺南幼稚園は各年 5 月 1 日現在

※2 第 4 保育所と第 5 保育所は各年 4 月 1 日現在

3-6.維持保全（修繕）の状況

- ・いずれの施設も老朽化が進んでおり、部分的な修繕を行いながら維持管理をしています。

◆修繕等費用

施設名称	R2	R3	R4	R5	R6
道明寺南幼稚園	28,368,680 円	846,000 円	1,411,200 円	629,110 円	138,325 円
第 4 保育所	1,898,955 円	1,555,748 円	2,211,973 円	2,724,470 円	732,952 円
第 5 保育所	44,027,635 円	595,639 円	2,739,418 円	1,124,174 円	464,861 円

◆主な修繕実績

施設名称	主な修繕
道明寺南幼稚園	R2 耐震補強（26,570,500 円）、R4 トイレブース改修（1,300,000 円） 他
第 4 保育所	R4 遊具改修（792,000 円）、R5 屋根雨漏り修繕（950,000 円） 他
第 5 保育所	R2 耐震シェルター設置工事（43,308,800 円）、R4 厨房換気扇改修（957,000 円） 他

3-7.まとめ（方向性）

- ・いずれの施設も築年数が 50 年前後であり、屋根・外壁の部分的な改修を繰り返し実施するなど、修繕経費が毎年発生しており、抜本的な対策が必要です。
- ・第 5 保育所においては、耐震化の代替措置として耐震シェルターを設置し対応しています。
- ・道明寺南幼稚園においては、園児数の減少が著しく、集団教育へ支障が出る前に対応が必要です。
- ・再編により 3 施設を 1 施設とする場合、運営経費の縮減を見込むことができます。
- ・新たな認定こども園の定員数について、道明寺南幼稚園、第 4 保育所、第 5 保育所の 3 施設を再編する場合でも、道明寺こども園以下の規模となるため運営は可能と考えられます。
- ・公共施設等総合管理計画では、「施設の更新は複合施設とする」とされています。
- ・公共施設等総合管理計画は、「施設の保有量（床面積）を 15%削減することを目標とする」とされています。



施設の老朽状況や園児数の減少等、効率的かつ持続可能な運営といった観点から、第 4 保育所、道明寺南幼稚園に加えて、第 5 保育所を再編対象とします。

第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討

4-1. 運営形態の選択肢の想定

病院跡地活用の検討を進めるにあたり、2-1.病院跡地活用検討の状況について示したとおり、2回の市民アンケート調査や市民ワークショップなどの基礎調査を実施した結果、いずれにおいても民間活力の導入が上位に上がる結果となりました。また、民間事業者へのサウンディング調査においても保育施設への参入意向があることがわかりました。これを受け、再編後の認定こども園の運営形態について、変化する社会情勢や多様化する保育ニーズに最適に対応するために、どのような運営形態の下で整備を進めるのが良いか、あらゆる可能性を排除せず、それぞれのメリット・デメリットを比較・検討します。

なお、病院跡地検討にかかる外部委員会からの意見やサウンディング調査等の各種検証結果、敷地条件などから、「保育機能」、「子ども・子育て支援機能」、「多世代交流機能」、「健康保健・健康増進機能」、「防災拠点機能」などの要素を踏まえた複合施設として建築し、機能間連携を図っていくことを想定しているため、民間活力の導入を検討するものの建物の躯体は市で建築するものとします。

◆ 想定する運営形態のパターン

	躯体工事の実施者	内装工事の実施者	設置主体	備考
パターン①	市	市	市	市立園として運営
パターン②	市	市	市（指定管理）	市立園を指定管理者が運営
パターン③	市	市	民	
パターン④	市	市	民（公私連携型）	
パターン⑤	市	民	民	
パターン⑥	市	民（公私連携型）	民（公私連携型）	

※指定管理：市が指定する法人が、「指定管理者」として当該公の施設を管理・運営

※公私連携型：市が民間法人と協定を締結し、提供すべき教育・保育など運営に一定の担保を行うことが可能であり、協定に則った教育・保育等を行っていないと認めるときは是正勧告・指定の取消など厳格な指導管理が可能



あらゆる運営形態を想定した結果、上記の6パターンとなり、大きく、内装工事の実施者と設置主体が市か民間法人かの別となります。

以下の項目で、それらに着目し整備事業費・運営事業費を比較します。

4-2. 認定こども園の定員・建物規模の想定

次項以降で費用の比較をするために、定員・建物規模を以下と想定します。

◆定員

再編対象施設（道明寺南幼稚園・第4保育所・第5保育所）の在籍人数と同程度とし、150人とします。

◆建物規模

定員を150人とした場合に、面積基準等から必要となる床面積を積算し、1,500㎡とします。

※実際に認定こども園として再編する際は、今後の動向を十分注視し検討する必要があります。

4-3. 整備事業費の比較

4-1. 運営形態の選択肢の想定により、整備事業費として、躯体工事から内装工事まで市が一貫して実施した場合と内装工事のみ民間法人が実施した場合の2パターンを想定する必要があります。

また、市の財政負担を軽減するために特定財源を積極的に活用検討するものとします。

◆認定こども園整備費算出に係る諸条件

○整備条件：定員150人

○整備費概算：9億円（平米単価：600千円/㎡で積算）

※整備費概算は、近年開園した民間保育施設等の建築費単価により算出。ただし、建築時点の整備費の想定が困難であること、本資料の目的が運営形態による整備事業費の比較に重きを置いていることから物価スライドは実施していません。

◆特定財源の想定

(1) 都市構造再編集集中支援事業（以下、「都市構造」という）

立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。（国費率：1/2）

(2) 公共施設等適正管理推進事業債（以下、「公適債」という）

過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にあるため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などの取組を推進する事業

（充当率：9/10 交付税措置率：1/2）

(3) 保育対策総合支援事業費補助金（以下、「保育対策」という）

賃貸物件により、保育所等の新設のための改修に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する事業

（負担率：国 1/2、市 1/4、設置主体 1/4、補助対象経費上限：67,981千円）

※ただし、現時点の特定財源の想定であり実際の建築時点では、特定財源の種類等が異なる可能性があります。

◆ 躯体工事から内装工事まで市が一貫して実施した場合

	概算金額	備考
総事業費	900,000 千円	
①国庫補助金	450,000 千円	都市構造
②交付税	202,500 千円	公適債の交付税措置
③市負担（後年度）	202,500 千円	公適債の償還部分
④市負担（単年度）	45,000 千円	
市負担合計(③+④)	247,500 千円	

◆ 躯体工事は市が実施し、内装工事は民が実施した場合

	概算金額	備考
総事業費(a+b)	900,000 千円	
a 躯体建築費	540,000 千円	総事業費の 60%と仮定 (※)
①国庫補助金	270,000 千円	都市構造
②交付税	121,500 千円	公適債の交付税措置
③市負担（後年度）	121,500 千円	公適債の償還部分
④市負担（単年度）	27,000 千円	
市負担小計(③+④)	148,500 千円	
b 内装工事費	360,000 千円	総事業費の 40%と仮定 (※)
⑤ b に対する市補助金	16,995 千円	保育対策
市負担額合計 (③+④+⑤)	165,495 千円	

※躯体工事は市で実施し、内装工事は市から施設の貸与を受けた民間法人にて実施を想定します。

※内装工事は、内装仕上工事及び設備工事部分とし、民間法人の負担とします。

※近年開設園の事例等から躯体建築費は総事業費の 60%、内装工事費は総事業費の 40%とします。

※内装工事費にどの工事項目を含むのかで費用の内訳は変動します。



整備事業費の観点からは、躯体工事から内装工事まで市が一貫して実施した場合よりも、躯体工事は市が実施し、内装工事は民間法人が実施する方法が、市負担額が少なく優位性があります。

4-4. 運営事業費の比較

4-1. 運営形態の選択肢の想定により、運営事業費として、市が直営する場合、指定管理者が公立園を運営する場合、民間園として運営する場合の3パターンを想定する必要があります。

また、市の財政負担を軽減するために特定財源を積極的に活用検討するものとします。

◆市が直営する場合の運営事業費（年額）

	概算金額	備考
①歳出（※）	277,417 千円	人件費・維持管理経費等
②歳入（※）	23,831 千円	保育料・給食費・国交付金等
③地方交付税	76,665 千円	
市負担額(①-②-③)	176,921 千円	
1人当たり市負担額※	1,180 千円	

※R6の市立認定こども園の決算額から1人当たり経費を算出し、150人を乗じて算出

◆指定管理者が公立園を運営する場合の運営事業費（年額）

	概算金額	備考
①歳出（※）	201,593 千円	指定管理料
②歳入（※）	23,146 千円	保育料・給食費・国交付金等
③地方交付税	76,665 千円	
市負担額(①-②-③)	101,782 千円	
1人当たり市負担額※	679 千円	

※指定管理料は、教育・保育給付費及び運営費補助金を上限と想定するため、民間園として運営する場合の運営事業費を使用。

◆民間園（公私連携型含む）として運営する場合の運営事業費（年額）

	概算金額	備考
①歳出（※）	201,593 千円	教育保育給付費・運営費補助金
②歳入（※）	153,482 千円	保育料・国交付金等
③地方交付税	17,957 千円	
市負担額(①-②-③)	30,154 千円	
1人当たり市負担額※	202 千円	

※モデル園として、150人定員規模の民間保育施設に対するR6歳入歳出決算額より算出。

ただし、在籍人数が153人のため、1人当たり単価を算出後に150を乗じて算出。

※民間事業者の保育は、延長保育など保育内容次第で、教育保育給付費・運営費補助金・特定財源も大きく変動します。



運営事業費の観点からは、市が直営する場合や指定管理者が公立園として運営する方式より、民間園（公私連携型含む）として運営する方式で実施する方が、市負担額が少なく優位性があります。

4-5.全体の事業費の比較

4-3 整備事業費の比較、4-4 運営事業費の比較の結果をまとめると、以下のとおりとなります。

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤	パターン⑥
整備事業費	△	△	△	△	○	○
運営事業費	×	△	○	○	○	○



全体の事業費の観点からは、躯体工事は市が実施し、内装工事は民間法人が実施し、民間法人が運営する方法が、市負担額が少なく優位性があります。

4-6.運営内容による検討

これまでの検討により整備事業費と運営事業費の比較検討では民間法人に優位性があることがわかりました。しかしながら、保育施設を運営するにあたっては、教育・保育機能の充実と地域の子育て環境を向上できることが重要となります。そのため、そういったことを前提としながら、その中で公営・民営のメリット・デメリットや各種運営形態を比較し、加えて病院跡地検討のこれまでの検討経過なども考慮しながら、今回のケースに適した運営形態を総合的に検討します。

(1) 運営形態別のメリット・デメリット

運営内容について、各運営形態別による一般的なメリット・デメリットを下表にまとめます。

	運営内容	
	メリット	デメリット
公営 (パターン①) 設置主体：公 運営：公	- 継続性が高く、行政目的に沿った管理運営が可能 - 配慮が必要な子どもの受入れ等に柔軟な対応が可能	行政運営に則して運営するため、柔軟な対応が難しい
公営 [指定管理] (パターン②) 設置主体：公 運営：民	特色のある多様で柔軟なサービス等が期待できる	- 一定期間ごとに事業者の更新を行うため、指定管理者が変更された場合、保育士の大幅な交代や保育内容の変化が生じる可能性あり - 指定管理料の詳細な検証が困難
民営 [公私連携型] (パターン④⑥) 設置主体：民 運営：民	- 特色のある多様で柔軟なサービス等が期待できる - 協定を通して市が運営に継続的に関わっていくことで、市が求める保育の実施が期待できる - 事業者同士の競争原理が働くことにより質の向上が期待できる	移行に伴う保育士の変更など環境の変化に対し、入所中の子どもへの一時的な影響に懸念あり
民営 (パターン③⑤) 設置主体：民 運営：民	- 特色のある多様で柔軟なサービス等が期待できる - 事業者同士の競争原理が働くことにより質の向上が期待できる	- 移行に伴う保育士の変更など環境の変化に対し、入所中の子どもへの一時的な影響に懸念あり - 配慮が必要な子どもの受入れ等に柔軟な対応が難しい場合あり

- 公営及び民営には各々のメリット・デメリットがありますが、公立幼稚園・保育所を再編し、仮に民営となる場合は、公営のメリット（公立保育施設に求められる役割）を民間法人にて担うことができるのかが、運営形態を検討するうえで、大きな判断材料となります。
- そのため、公立保育施設に求められる役割を整理し、民間法人による対応の可能性を考慮して検討する必要があります。

(2) 公立保育施設に求められる役割の検討

本市においては、これまで公立保育施設が先導役として、民間保育施設と連携しながら以下の役割を担ってきました。

① 国の指針に基づく幼児教育・保育の先導的実践

国の要領・指針に沿った教育・保育を率先して行い、その知見を市内の他施設と共有し、全体の質の向上に貢献

② 保育ニーズに対応した保育利用調整機能

少子化や多様な働き方に応じて変化する保育ニーズに対し、柔軟に対応できる調整機能

③ 幼児教育と小学校教育の連続性の推進

保育施設と公立小学校の相互理解と連携による保育、授業の充実、改善、連続性の推進

④ 災害時の応急保育の役割

大規模災害発生時でも、社会機能維持のために可能な限り保育を継続する機能

⑤ 配慮や支援が必要な子どもの受け皿

特別な支援を必要とする子どもや医療的ケア児の受入れの促進も課題となる中で、民間保育施設より少数のニーズに対応しやすいといった特性を活かし、関係機関と連携した様々な保育ニーズの受け皿（セーフティネット）としての役割

【参考：配慮が必要な子どもの受入状況（※R7年4月時点）】

施設	人数	備考
公立幼稚園・保育所・認定こども園	60	サポート保育、障がい児保育、医療的ケア、支援教育
民間保育施設	14	障がい児保育

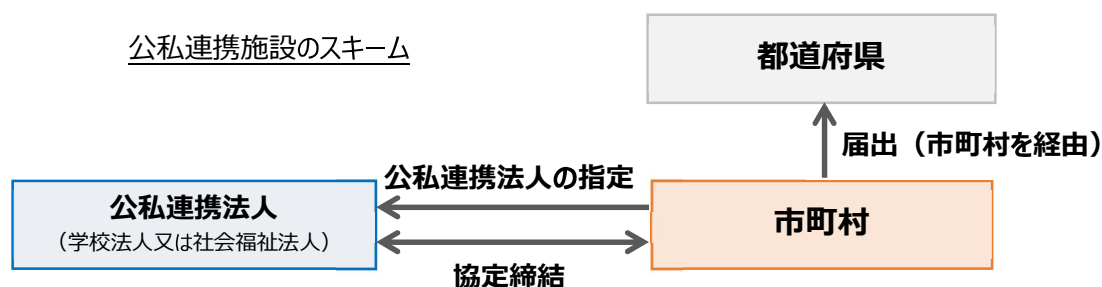
- いずれの役割においても、民間保育施設が機能的に実施不可能なものはありませんが、公益性が高い、採算が必ずしも一致しない、市域全体で調整を要する等の観点から、公立保育施設が果たす役割があります。
- ①～④の役割については、公営民営に関わらず市が先導役になることで、市域全体で調整が可能であることから、今回の再編によってその役割に影響を与えるものではないと考えます。
- ⑤の役割について、公立保育施設と民間保育施設で配慮が必要な子どもの受入状況に差がある現状では、民間法人による対応の可能性を考慮して検討する必要があります。
- 民間保育施設の運営においては、その法人の運営方針に委ねられるため、市が継続的に運営面に関わることができる仕組みが有効です。
- 重度の障害を持つ子どもや医療的ケア児の受入れについては、民間保育施設にも役割を担ってもらいつつ、公立保育施設においても引き続きセーフティネットとしての役割を担う必要があります。

(3) 公私連携幼保連携型認定こども園制度について

市が運営に継続的に関わることができる仕組みとして、公私連携幼保連携型認定こども園制度があります。

<公私連携幼保連携型認定こども園>

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 34 条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の 1 つ。
- ・幼保連携型認定こども園の運営を継続的・安定的に行うことができる民間事業者（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として市が指定し、市と公私連携法人が協定書を締結し、協定の内容に沿った保育・教育を民間事業者が提供するもの。
- ・市は公私連携法人に対し、教育・保育等を行うための設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡することができる。
- ・国や府から建設費や運営に係る財政支援を受けることができる。
- ・協定に基づき教育・保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては市町村により指導監督ができることとされており、違反が発覚した場合の是正勧告、指定取消をすることができる。



市と公私連携法人が協定書を締結し、適切な運営のため、報告徴収・立入検査等を行うことができるとともに、正当な理由なく協定に従って教育・保育等を行っていないと認めるときは、是正勧告・指定の取消しを行うことができます。これらの措置を通じて、厳格な指導監督を行うことが可能となり、市が運営に継続的に関わることで、提供すべき教育・保育の内容について一定の担保を行うことが可能となります。

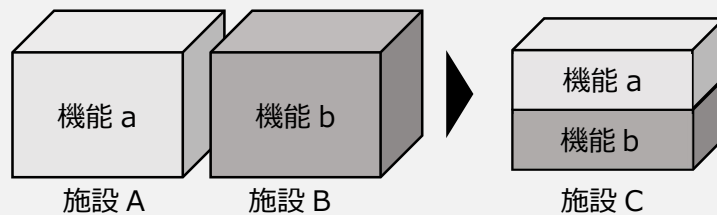
(4) 病院跡地検討における複合施設化を活かした認定こども園の特徴について

病院跡地活用検討においては、人口減少や少子化・高齢化に加え、公共施設の老朽化や財政負担の軽減などの課題への対応を踏まえて検討しています。

そのことから、施設は各種機能を合わせた複合施設とし、さらに下記にある複合施設の特徴を活かすことで、利便性向上や新たなサービス及びコミュニティの創出が期待できます。

<複合施設の特徴>

複数の機能を合わせて 1 つの施設として整備することで、利便性向上や機能の相互連携を図る。



施設の多機能化により、多種多様なサービスを 1 か所で受けられるようになったり、多世代の人々が集まって賑わいや新たなコミュニティが生まれたりするなどのメリットも期待できます。

病院跡地に整備する認定こども園については、運営形態に関わらず、複合施設内の他の機能（多世代交流機能、子ども・子育て支援機能、健康保健・健康増進機能、防災拠点機能等）と連携を図ることで、これまでなかった新たな教育や子育て世代へのサポート機能の充実をめざしています。

一方で、病院跡地活用検討における民間事業者へのサウンディング調査結果より、保育機能への参入意向が高いことや保育施設の運営形態が民間法人となった場合は、各種子育て支援機能だけでなく障害児（者）支援機能等の付加機能を導入し、インクルーシブな施設機能とすることも可能であるという回答結果を得ています。

病院跡地における認定こども園の整備検討にあたっては、単なる市立幼稚園・保育所の再編ではなく、このような病院跡地活用ならではの特徴を活かすことで、他機能との連携のみならず、民間活力の導入により、新たなサービスの実現が期待できます。

4-7.まとめ（方向性）

＜整備・運営にかかる経費について＞

- ・整備事業費は、躯体工事は市が実施し、内装工事は民間法人が実施するパターンが、市負担額が少なく優位性があります。
- ・運営事業費は、民間園（公私連携型含む）として運営する方式で実施するパターンが、市負担額が少なく優位性があります。

＜運営面について＞

- ・運営内容において、公立保育施設に求められる役割のいずれにおいても、公立保育施設の果たす役割は大きいと考えますが、①～④の役割については、公営民営に関わらず市が先導役になることで、市域全体で調整が可能であることから、今回の再編によってその役割に影響を与えるものではないと考えます。
- ・⑤の役割については、公立保育施設と民間保育施設で配慮が必要な子どもの受入状況に差がある現状で、運営形態を検討する上では影響を十分考慮する必要があります。
- ・重度の障害を持つ子どもや医療的ケア児の受入れについては、民間保育施設にも役割を担ってもらいつつ、公立保育施設においても引き続きセーフティネットとしての責務を担っていくものとします。
- ・公私連携型認定こども園として、市と公私連携法人が協定書を締結することで、提供すべき教育・保育の内容について一定の担保を行うことが可能となります。
- ・病院跡地においては、複合施設の特徴を活かすことで、民間活力の導入により、新たなサービスの実現が期待できるものとなります。



- ・運営形態ごとの事業費・運営内容の比較検討に加え、複合施設であるという特徴を踏まえた結果、病院跡地の認定こども園の運営形態については、経費面において移行による経費縮減が期待できる民設民営とし、運営面において教育・保育の内容について市が一定の担保を行うことが可能となる「公私連携型」で運営することが適当と考えます。
- ・なお、重度の障害を持つ子どもや医療的ケア児の受入れといった公立保育施設に求められる役割を将来にわたり安定的に実施するため、引き続き公立保育施設の老朽化対策や保育環境整備等の充実に努めます。

第 5 章 再編対象施設の跡地の取扱い

5-1.再編対象施設の跡地の取扱いについて

◆道明寺南幼稚園

病院跡地の複合施設と隣接することから一体的に活用することが可能です。複合施設における駐車場の必要台数等を勘案し、敷地内に必要台数の確保が困難な場合、道明寺南幼稚園を駐車場として活用することも有効と考えます。

ただし、公道を横断することとなるため、施設利用者のみならず隣接する道明寺南小学校の児童の安全にも十分配慮するよう今後検討が必要です。

◆第 4 保育所

市全体として行政需要がなければ、売却や定期借地も含めて民間活用を検討することが望ましいと考えます。

◆第 5 保育所

将来的に史跡追加指定される可能性があることから、関係課と引き続き協議して活用を検討することが望ましいと考えます。

第6章 今後の進め方

6-1. 今後の進め方

- ◆ 藤井寺市病院跡地活用検討の一項目として本実施計画の検討を進めていることから、藤井寺市病院跡地活用検討の具体的な進捗に沿う形で事業を進めていくものとします。
- ◆ 後期計画の対象施設のうち、本実施計画での再編対象施設を除く市立教育・保育施設は、地域性や施設の老朽化状況、公立に求められる役割を考慮に入れ、バランスをとりながら再編を進めていくものとします。

6-2. 想定されるスケジュール

- ◆ 1-4. 計画期間及び前項記述のとおり、病院跡地の整備にかかる大まかなスケジュールは基本構想で示す予定です。具体的な整備スケジュールについては、今後の病院跡地活用の検討状況や各種調査等の結果に応じて明らかにしていく予定です。
- ◆ そのため、あくまでも目安となりますが、基本構想策定後における一般的な施設整備（既存施設の解体も含む）スケジュールに沿った新設認定こども園開園までのスケジュールを下表に示します。（病院跡地整備の進捗によって前倒しになる可能性があります。）
- ◆ なお、新たな認定こども園の開園時期については、病院跡地整備のスケジュールに左右されるものの、令和8年度に再編対象の幼稚園・保育所に入所した園児に配慮したものであると想定しています。

N年度＝開園年度

	N-6年度	N-5年度	N-4年度	N-3年度	N-2年度	N-1年度	N年度
一般的な施設整備 スケジュール (施設解体含む)	基本計画	解体設計 基本設計	解体工事	実施設計	工事		
道明寺南幼稚園						閉園●	
第4保育所						閉園●	
第5保育所						閉園●	
新設認定こども園							●開園

※道明寺南幼稚園において入園児数が過度に少なくなる状況が続く場合、再編実行計画（前期計画・後期計画）でも記載の通り、集団教育の効果に対して支障をきたす恐れがあります。

適正な幼児教育の実施が困難となることが想定される場合、園児募集を停止し、休園とする場合があります。

いずれの場合においても、在園児への影響には配慮した対応を検討します。

※上記スケジュールは補助金申請や施設整備手法などを考慮していません。

第7章 参考

<参考①>

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）

<参考②>

令和7年8月13日付、藤政F第000114号「藤井寺市病院跡地における市立幼稚園・保育所のあり方検討について」

<参考③>

第三期子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

<参考④>

藤井寺市病院跡地活用に係るヒアリング調査【実施結果報告】

<参考⑤>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画
(後期計画)

令和7年 3月

藤井寺市

目次

I. 後期計画策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	4
4. 計画対象施設	4
II. 現状について	5
1. 藤井寺市の概況	5
(1) 総人口及び年齢3区分別人口推移	
(2) 児童人口及び就学前児童人口	
(3) 市内施設一覧（幼稚園・保育所等）	
2. 市立幼稚園の現況	8
(1) 市立幼稚園一覧	
(2) 幼稚園施設の現況	
3. 市立保育所の現況	9
(1) 市立保育所一覧	
(2) 保育施設の現況	
III. 利用ニーズの経過観察	10
1. 教育利用ニーズ	10
(1) 教育利用児童の状況	
(2) 市立幼稚園の利用者数の推移	
(3) 市立幼稚園利用者数の減少による学級人数と集団教育への影響	
2. 保育利用ニーズ	13
(1) 市全体の保育ニーズ	
(2) 利用者数の推移	
(3) 地域別保育利用希望児童数	
(4) 地域別保育利用希望児童数と利用定員数の乖離	
3. 子ども・子育て支援事業計画での量の見込み、確保方策	17
4. 利用ニーズの経過観察のまとめ	18
IV. 市立幼稚園・保育所運営検討部会での検討内容	19
1. 市立幼稚園・保育所運営検討部会設置までの経緯	19
2. 審議内容	19
3. 道明寺こども園の幼保連携型認定こども園移行による効果検証について	20
(1) 道明寺こども園の現況	
(2) 効果検証	
4. 答申	22
V. 再編の方向性	23
1. これまでのまとめ	23
2. 今後の基本的な方向性	23
3. 第二次再編計画	24
4. 今後の進め方	24
VI. その他の参考資料	25

I. 後期計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

近年、核家族化の進行などにより、家庭での子育ての不安や負担、孤独感が高まってきています。また、共働き世帯が増加し、都市部を中心に保育所待機児童が発生するなど、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、「子育て」に関わる多くの課題が顕在化しています。

それは藤井寺市においても例外ではなく、待機児童の解消、就学前児童数の推移、厳しさを増す財政状況、民間保育施設との関係等を考慮しながら、市立幼稚園・保育所が担うべき役割を果たすことが求められています。また、市立幼稚園・保育所のほとんどの施設は老朽化が進行しており、今後維持する施設の建て替えや大規模改修が必要な状況です。

藤井寺市では、公共施設の再編を計画的に進めていくことを目的として平成29年3月に「藤井寺市公共施設再編基本計画」（以下、「再編基本計画」という。）を策定し、既存施設の長寿命化に取り組むと同時に、市内公共施設の整備についても一定の方向性を示しました。

これを受けて、市立幼稚園・保育所の再編整備を計画的に進めるため、平成30年8月に「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）」（以下、「前期計画」という。）を策定しました。喫緊の課題であった市立幼稚園の学級人数の拡充・休園措置の回避策を講じることを目的とし、第一次再編として7園2分園（うち1分園は休園中）あった市立幼稚園を4園（※）に統合しました。

※令和5年4月～道明寺こども園の認定こども園化により、現在は3園となっている。

一方、「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）」（以下、「後期計画」という。）策定に向けては、利用ニーズの経過観察や市立幼稚園・保育所の運営についての専門的な審議・検討を行い、最終的な再編の方向性を検討することとしていました。

令和5年2月22日には、藤井寺市長より藤井寺市子ども・子育て会議に対して「市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について」「幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性」の2点を諮問し、令和6年3月27日に審議・検討内容が「市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について（答申）」（後述）として答申されました。

後期計画は、利用ニーズの状況を踏まえ、答申の内容を尊重するとともに、施設の老朽化等、様々な要因を精査したうえで、今後の市立幼稚園・保育所に係る第二次再編の実行方針として策定するものです。

2. 計画の位置付け

市の最上位計画である「第六次藤井寺市総合計画」が令和6年3月に策定され、基本計画において重点施策の1つに位置付けられています。

基本計画 2. 子どもたちが輝き、生涯にわたり学び・活動する

1. 子育て支援の推進【重点施策】

- ・待機児童の解消と質の高い保育環境の実現
- ・質の高い幼児教育・保育の実現と人材確保のための取組を進めること
- ・各施設の老朽化対策及び環境整備に努めるとともに、今後の市立幼稚園・保育所のあり方について検討が必要【第六次藤井寺市総合計画より抜粋】

また、法定計画である「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度）においても、施設のあり方と再編については、後期計画に向けて検討することと示されており、次期計画である「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度）では後期計画に基づき再編を進めることとしています。

第7章 量の見込みと確保方策

（1）1号認定

市立幼稚園については、（中略）後期計画に向けて検討を行う。

（2）2号認定

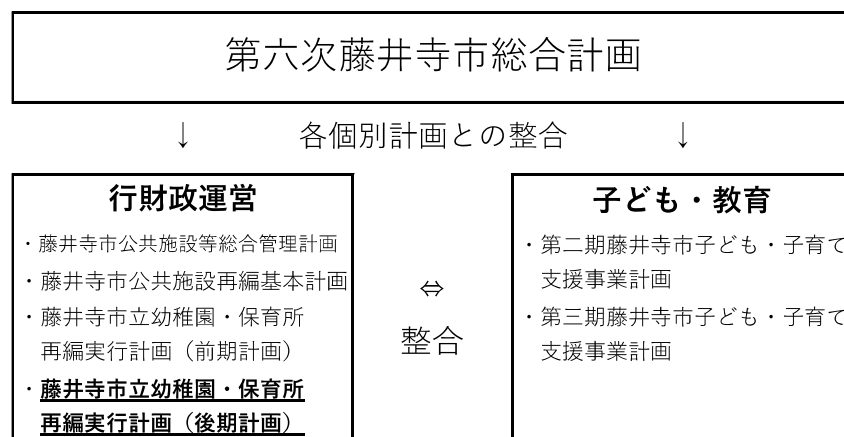
市立保育所についても、市立幼稚園と同様に、施設のあり方と再編について後期計画に向けて検討する。【第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画より抜粋】

さらに、再編基本計画では、将来のまちづくりの方向性を踏まえた施設の多機能化（集約化・複合化）や統廃合、用途の転換等、効果的な公共施設の再編を進めることを目的としており、後期計画はこれらの関連計画と整合を図りながら、今後の市立幼稚園・保育所の再編の実行方針を示します。

分類	施設名	再編の方向性
幼稚園	藤井寺幼稚園 藤井寺南幼稚園 道明寺南幼稚園	教育上の観点や児童数の動向、施設の老朽状況、地域性等を踏まえ、施設の統合や他施設への機能移転を検討します。
保育所	第1保育所 第4保育所 第5保育所 第6保育所	児童数や他の子育て施設の整備の動向、施設の老朽状況、地域性等を踏まえ、施設の統合や他施設への機能移転、民間施設の利用等を検討します。
	第3保育所	将来的な駅周辺の整備と連動し、隣接施設との一体的な再整備を検討します。

【再編基本計画より抜粋】

○各計画における体系図（イメージ）



3. 計画期間

後期計画の対象期間は令和7年度から令和18年度までとします。

ただし、施設の維持管理運営の状況、財政状況等、社会経済情勢の変化に応じ適宜見直しを行います。

4. 計画対象施設

（１）後期計画の対象施設

後期計画の対象施設は、平成28年度に整備済の市立道明寺こども園を除く、市立幼稚園3園及び市立保育所5園とします。

（市立幼稚園）藤井寺幼稚園、藤井寺南幼稚園、道明寺南幼稚園

（市立保育所）第1保育所、第3保育所、第4保育所、第5保育所、第6保育所

（２）第5保育所の取り扱い

第5保育所は、耐震化について早急な対応が必要であることから、市立幼稚園・保育所のあり方検討から切り離して検討を行っており、当面の課題への対応として耐震シェルターを設置しています。

今般、後期計画を策定するにあたり出された答申書（後述）において、「既存施設の現地建替が困難であることや厳しい財政状況を考慮すると、藤井寺市公共施設再編基本計画を踏まえ、幼保連携型認定こども園に施設を集約することで、早期の再編を実現できると考えられること。」と示されました。

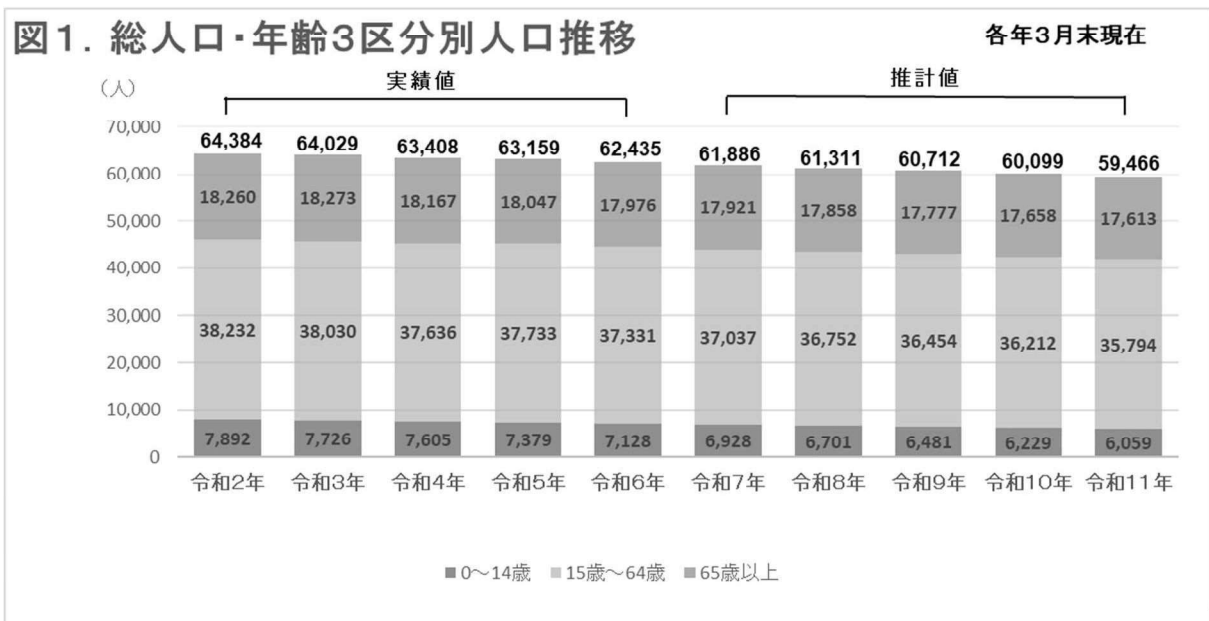
これを踏まえ、今後は第5保育所のみを切り離して検討するのではなく、他の施設と合わせて検討することが、早期の再編実施に繋がるものと考え、後期計画の対象施設に含めるものとしします。

Ⅱ. 現状について

1. 藤井寺市の概況

（１）総人口及び年齢3区分別人口推移

藤井寺市の人口は平成 11 年 9 月末日現在の 67,714 人をピークに年々なだらかな減少を続けており、令和 6 年 3 月末日現在では 62,435 人となっています。また、年齢 3 区分別の人口については大きな変化はありませんが、令和 11 年には令和 2 年と比べ、年少人口が 1,800 人程度減少することが見込まれています。

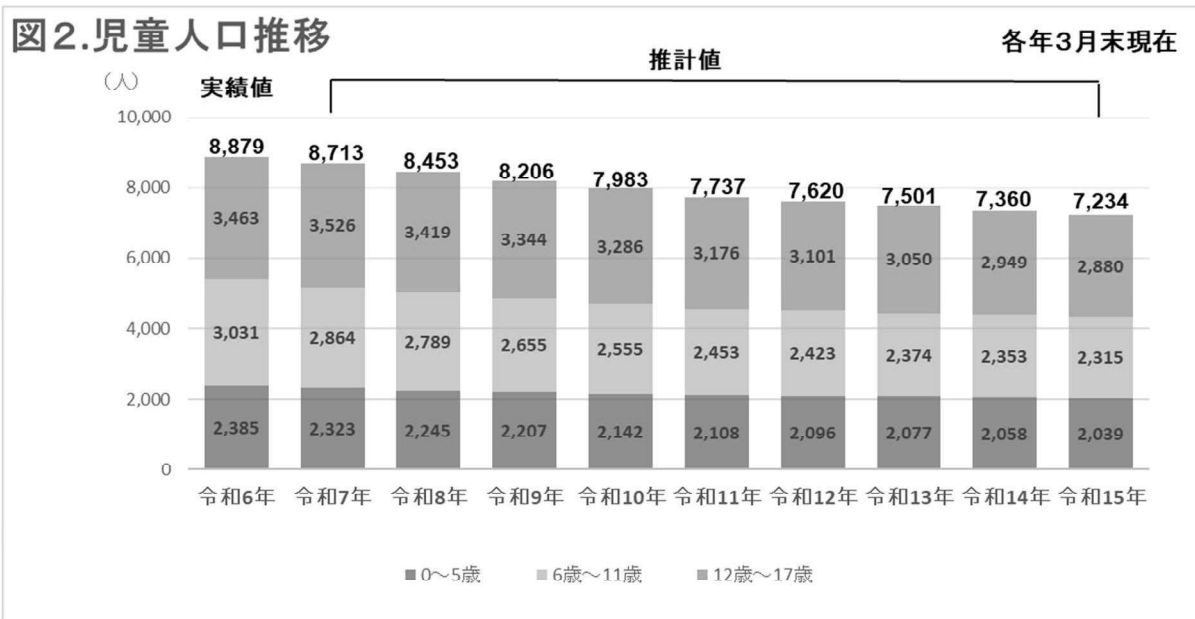


区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	実績値(3月末現在)					推計値(3月末現在)				
年少人口(0～14歳)	7,892	7,726	7,605	7,379	7,128	6,928	6,701	6,481	6,229	6,059
生産年齢人口(15歳～64歳)	38,232	38,030	37,636	37,733	37,331	37,037	36,752	36,454	36,212	35,794
高齢人口(65歳以上)	18,260	18,273	18,167	18,047	17,976	17,921	17,858	17,777	17,658	17,613
合計	64,384	64,029	63,408	63,159	62,435	61,886	61,311	60,712	60,099	59,466

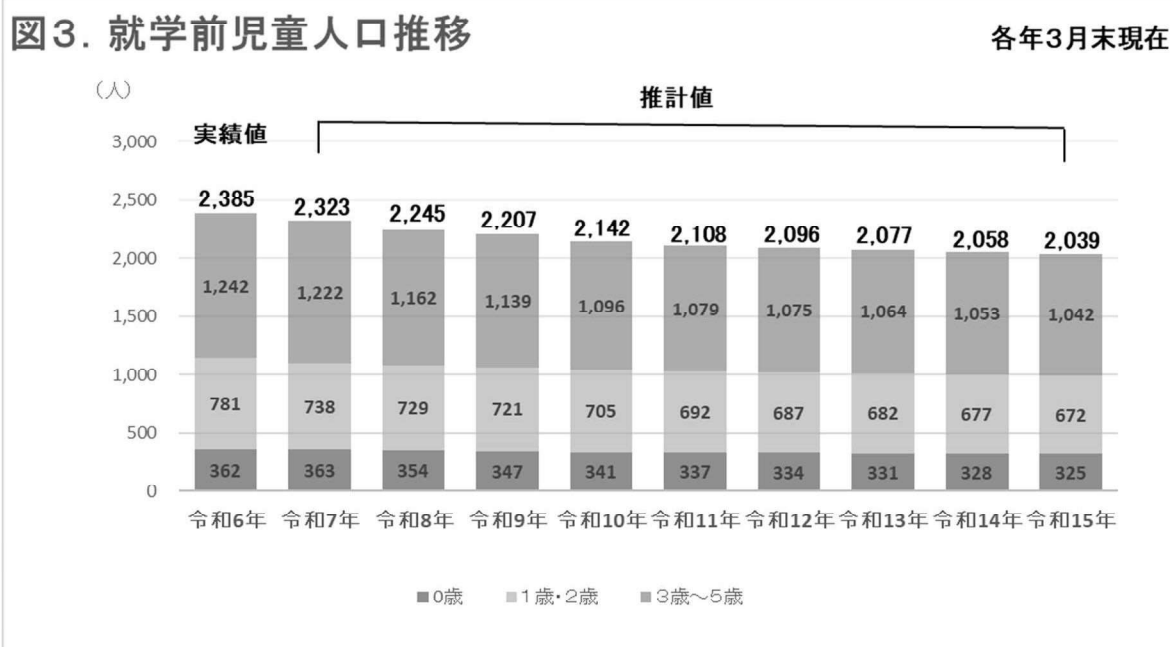
※実績値は住民基本台帳（各年3月末現在）、推計値はコーホート変化率法により算出（以下、図2・図3については同じ）

（２）児童人口及び就学前児童人口

18歳未満の児童人口については令和6年時点で8,879人でしたが、推計上の令和15年には1,645人減の7,234人となっています。就学前児童人口についても前述の年で比較すると、2,385人から346人減の2,039人となっています。



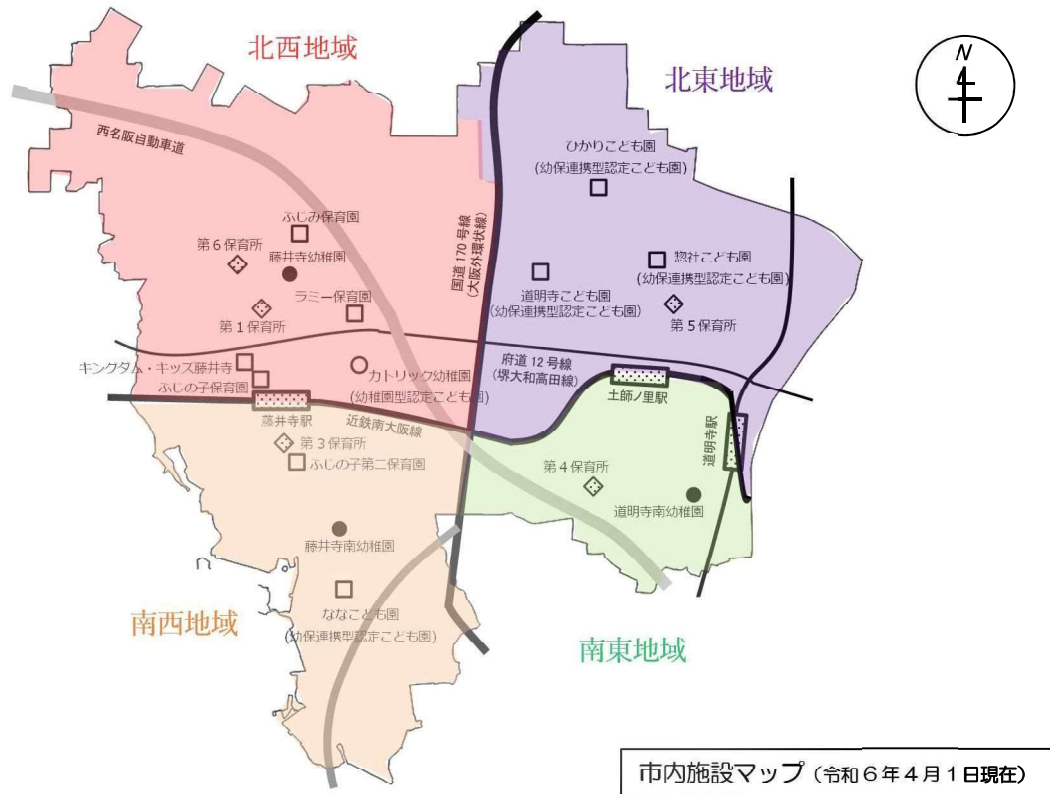
←実績値 推計値→											
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	
0～5歳	2,385	2,323	2,245	2,207	2,142	2,108	2,096	2,077	2,058	2,039	
6歳～11歳	3,031	2,864	2,789	2,655	2,555	2,453	2,423	2,374	2,353	2,315	
12歳～17歳	3,463	3,526	3,419	3,344	3,286	3,176	3,101	3,050	2,949	2,880	
合計	8,879	8,713	8,453	8,206	7,983	7,737	7,620	7,501	7,360	7,234	



←実績値 推計値→											
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	
0歳	362	363	354	347	341	337	334	331	328	325	
1歳・2歳	781	738	729	721	705	692	687	682	677	672	
3歳～5歳	1,242	1,222	1,162	1,139	1,096	1,079	1,075	1,064	1,053	1,042	
合計	2,385	2,323	2,245	2,207	2,142	2,108	2,096	2,077	2,058	2,039	

（３）市内施設一覧（幼稚園・保育所等）

市内には、市立幼稚園が３園、市立保育所が５園、市立認定こども園が１園あり、民間園については、それぞれ保育所４園、認定こども園４園（うち１園は幼稚園型）、小規模保育事業所が１か所となっています。



※国道 170 号線、近鉄南大阪線で概ね 4 分割した北西・北東・南西・南東地域とします（関連計画に準拠）。

市立幼稚園●	市立保育所◇	市立認定こども園(幼保連携型)□
藤井寺幼稚園 藤井寺南幼稚園 道明寺南幼稚園	第 1 保育所 第 3 保育所 第 4 保育所 第 5 保育所 第 6 保育所	道明寺こども園
民間保育所□	民間認定こども園(幼保連携型)□	民間小規模保育事業所□
ラミー保育園 ふじの子保育園 ふじの子第二保育園 ふじみ保育園	ひかりこども園 惣社こども園 ななこども園	キングダム・キッズ藤井寺
	民間認定こども園(幼稚園型)○ 藤井寺カトリック幼稚園	

※民間の保育施設等を含み、認可外保育施設を含まない。

2. 市立幼稚園の現況

（１）市立幼稚園一覧

藤井寺市の市立幼稚園は３園あり、藤井寺幼稚園が北西地域、藤井寺南幼稚園が南西地域、道明寺南幼稚園が南東地域に所在しています。

各園では、特色を打ち出した活動を行うとともに、預かり保育や園庭開放を実施しています。

（令和６年５月１日現在）

施設	在所	敷地面積	学級人数		
			４歳	５歳	計
藤井寺幼稚園	小山 1-7-29	2,399.00 m ²	20	19	39
藤井寺南幼稚園	藤井寺 3-2-19	1,698.00 m ²	18	11	29
道明寺南幼稚園	道明寺 4-2-18	1,774.00 m ²	11	11	22

施設	開園時間	休園日	支援教育	預かり保育	園庭開放等
藤井寺幼稚園	8:30～15:00	土・日・祝日及び	○	○	○
	(水曜 8:30～11:30)	夏季・冬季・春季休業			
藤井寺南幼稚園	8:30～15:00	土・日・祝日及び	○	○	○
	(水曜 8:30～11:30)	夏季・冬季・春季休業			
道明寺南幼稚園	8:30～15:00	土・日・祝日及び	○	○	○
	(水曜 8:30～11:30)	夏季・冬季・春季休業			

（２）幼稚園施設の現況

幼稚園施設は３園とも５０年を超える築年数となっています。そのため、施設の老朽化により建替えや大規模な修繕が必要といった課題があります。

（令和６年４月１日現在）

施設	建物名称	主体構造	建築年月	築年数	耐震性
藤井寺幼稚園	１号棟	鉄筋コンクリート造	昭和44年3月	55年	○
	３号棟	鉄骨造	平成2年3月	34年	診断不要
藤井寺南幼稚園	2号棟	鉄筋コンクリート造	昭和46年10月	53年	○
道明寺南幼稚園	1号棟	鉄筋コンクリート造	昭和48年3月	51年	○

3. 市立保育所の現況

（１）市立保育所一覧

藤井寺市の市立保育所は５園あり、第１保育所と第６保育所が北西地域、第３保育所が南西地域、第４保育所が南東地域、第５保育所が北東地域に所在しています。

障害児保育と園庭開放は全園で実施していますが、延長保育は第１保育所、第３保育所及び第４保育所で実施しており、一時保育は第１保育所のみ、病児保育については第１保育所と第６保育所で実施しています。

（令和６年４月１日現在）

施設	在所	敷地面積	クラス人数							利用定員
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計	
第１保育所	北岡1-4-17	1,465.00㎡	3	15	18	18	28	25	107	120
第３保育所	藤井寺1-19-58	1,957.25㎡	6	14	24	26	30	27	127	120
第４保育所	道明寺6-15-34	1,079.10㎡	3	9	10	15	13	18	68	70
第５保育所	国府1-3-28	1,179.40㎡	3	10	11	12	14	11	61	68
第６保育所	小山1-16-18	1,232.09㎡	3	10	12	14	14	13	66	70

施設	開園時間	休園日	延長保育	障害児保育	一時保育	病児保育 (体調不良児対応型)	園庭開放等
第１保育所	7:00～19:00	日・祝日及び年末年始	7:00～7:30、18:30～19:00	○	○	○	○
第３保育所	7:00～19:00	日・祝日及び年末年始	7:00～7:30、18:30～19:00	○	×	×	○
第４保育所	7:00～19:00	日・祝日及び年末年始	7:00～7:30、18:30～19:00	○	×	×	○
第５保育所	7:30～18:30	日・祝日及び年末年始	×	○	×	×	○
第６保育所	7:30～18:30	日・祝日及び年末年始	×	○	×	○	○

※病児保育（体調不良児対応型）については、保健室のある保育所に○印を付していますが、他の保育所でも保健師・看護師を配置し体調不良児に対応しています。

（２）保育施設の現況

保育施設についてはほとんどが築年数 50 年前後であり、幼稚園施設同様、施設の老朽化により建替えや大規模な修繕が必要といった課題があります。

（令和６年４月１日現在）

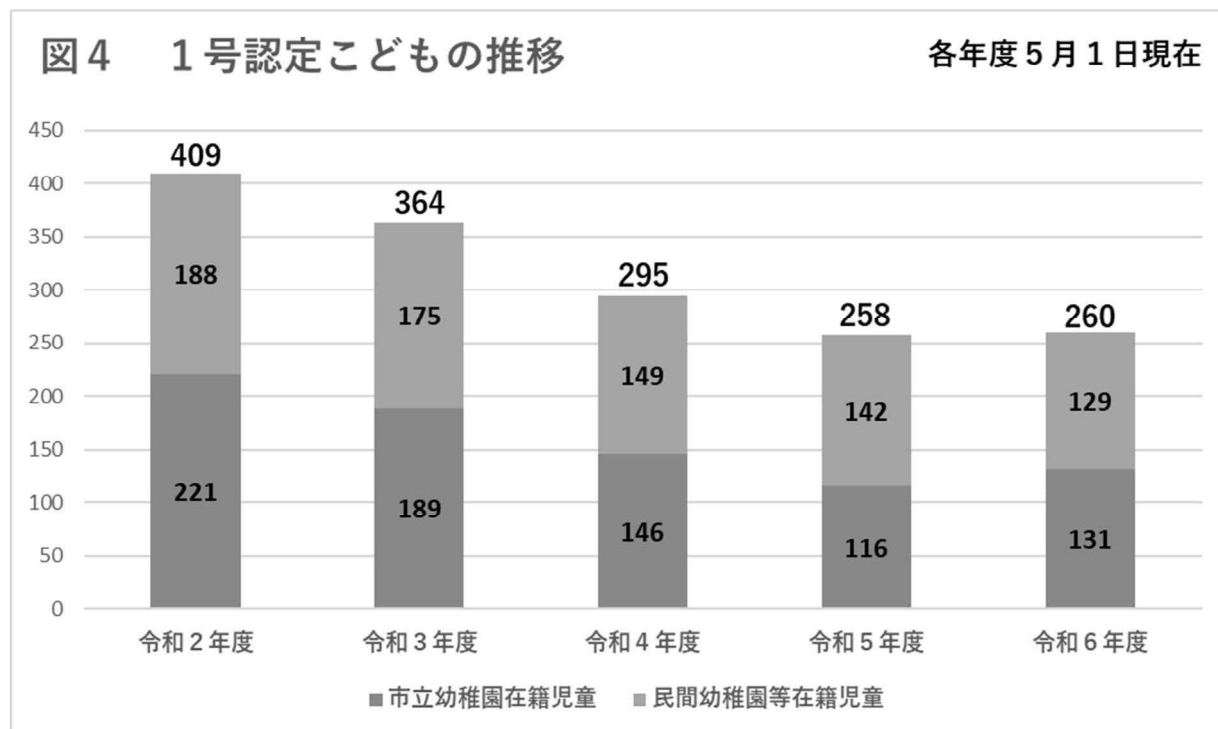
施設	建物名称	主体構造	建築年月	築年数	耐震性
第１保育所	１号棟	鉄筋コンクリート造	平成10年3月	26年	診断不要
	1号棟	鉄骨造	昭和46年4月	53年	○
第３保育所	2号棟	鉄筋コンクリート造	昭和48年2月	51年	○
	3号棟	鉄骨造	平成12年3月	24年	診断不要
第４保育所	園舎	鉄骨造	昭和46年3月	53年	○
	園舎	鉄骨造	昭和52年12月	47年	○
第５保育所	園舎	鉄骨造	昭和49年5月	50年	△ (代替措置済)
第６保育所	園舎	鉄筋コンクリート造	昭和52年3月	47年	○

Ⅲ. 利用ニーズの経過観察

1. 教育利用ニーズ

（1）教育利用児童の状況

1号認定こどもは近年減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると、わずか5年の間に4割程度減少しています。内訳については、市立幼稚園が90人減、民間幼稚園等が59人減となっています。



- ※ 令和5年度と令和6年度は道明寺幼稚園から移行した道明寺こども園（幼保連携型認定こども園）の1号認定こどもを含む。
- ※ 他市の民間幼稚園1園が令和6年度より子ども・子育て支援新制度に移行したため、当該園に在籍する児童を1号認定こどもとして本来計上すべきであるが、過去と同じ条件で比較するため、この図では計上していない。

（２）市立幼稚園の利用者数の推移

市立幼稚園の利用者数については、廃園した園も含め、平成 26 年 5 月 1 日現在で合計 375 人であったが、令和 6 年 5 月 1 日現在においては 131 人と、3分の1 程度に減少しています。

各年 5 月 1 日現在

施設	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
藤井寺幼稚園	86	78	66	63	47	38	33	51	37	29	39
藤井寺南幼稚園	31	29	25	23	18	22	47	43	39	28	29
道明寺南幼稚園	44	48	41	39	38	37	38	33	27	24	22
※ ¹ 道明寺こども園（旧道明寺幼稚園）	66	53	54	53	52	62	75	62	43	35	41
藤井寺北幼稚園	57	67	62	48	42	33	28	—	—	—	—
藤井寺西幼稚園	38	37	25	30	31	18	—	—	—	—	—
道明寺東幼稚園	36	36	35	37	32	19	—	—	—	—	—
藤井寺南幼稚園野中分園	17	23	22	21	18	4	—	—	—	—	—
※ ² 道明寺幼稚園川北分園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	375	371	330	314	278	233	221	189	146	116	131

※¹ R4 までが道明寺幼稚園の児童数で、R5 から道明寺こども園の 1 号認定こどもの数。

※² 道明寺幼稚園川北分園は平成 11 年 3 月より休園中のため、利用者はいない（平成 31 年 4 月 1 日に廃止）。

（３）市立幼稚園利用者数の減少による学級人数と集団教育への影響

近年、市立幼稚園の利用者数の減少は著しく、この５か年で90人利用者が減少しています。前期計画でも示しましたが、利用者数の減少で問題となるのは、学級人数の減少に伴う集団教育への影響です。

幼稚園教育においては、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の５つの領域から教育を行うとされており、集団生活を通して教員や友達との関わり・触れ合いから幼児の発達を促しています。

文部科学省では、この集団教育への効果に関して、以下のような研究結果を公表しています。

『幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究』

※前期計画の再掲

- ◆実施機関 （公益）社団法人 全国幼児教育研究協会
- ◆実施年度 平成23年度
- ◆実施方法 教員が、自分の担任している学級集団の規模や指導の成果についてどのように感じているかを把握するため、以下のように予備調査・本調査を行った。
 - ◇予備調査
 - 調査対象・・・全国幼稚園協会研究大会に参加した幼稚園・認定こども園等の教員等
 - 回答数・・・995名
 - ◇意識調査【本調査】
 - 調査対象・・・全国国公立幼稚園の約10%の幼稚園の園長と教諭（1,296園）
 - 回答数・・・71.7%
- ◆調査結果（該当部分要約）
 - ◇望ましい学級の数についての分析

○園長・・・3歳：	18.0人	4歳：	23.7人	5歳：	26.1人	（平均値）
○担任・・・3歳：	19.7人	4歳：	22.6人	5歳：	23.7人	（平均値）

文部科学省HPより

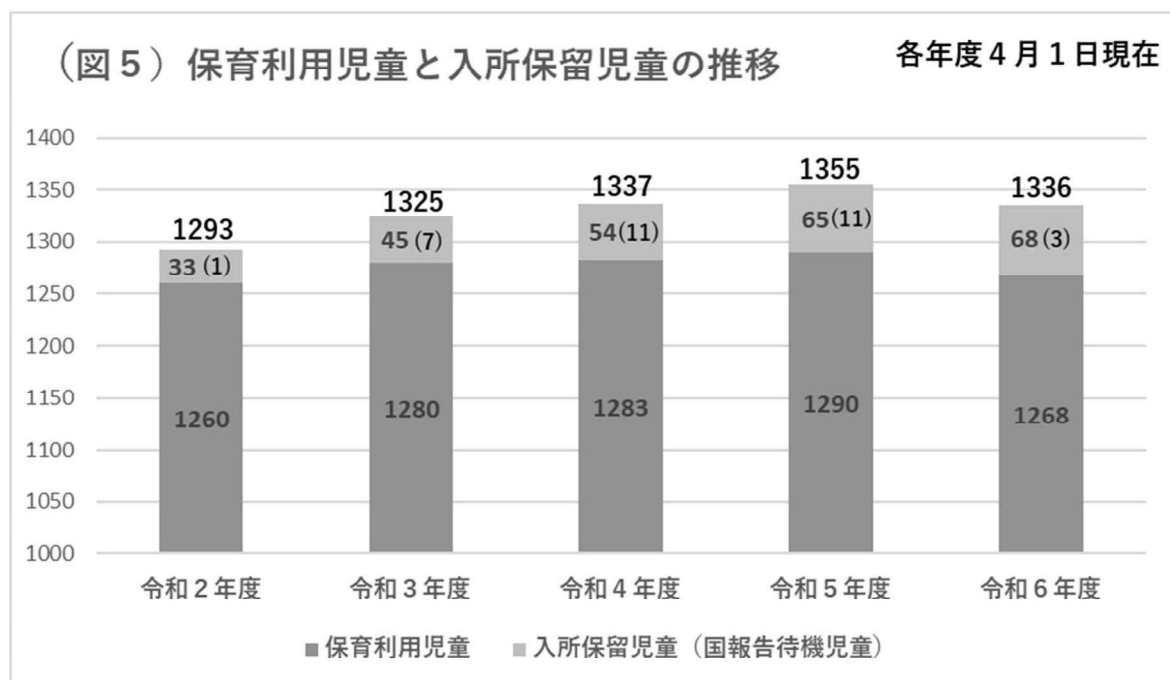
集団教育の効果を考える中で、望ましい学級人数に関しては、3歳児がわずかに20人を下回るものの、おおむね20人以上と回答された割合が最も高いという結果になっています。

これは、あくまで望ましい学級人数であり、これを下回るとただちに悪影響を及ぼすという意味ではありませんが、年々幼稚園の就園率が低下し、学級人数が過度に少なくなってしまうと、やがて集団教育に支障をきたしてしまう恐れがあります。

2. 保育利用ニーズ

（１）市全体の保育ニーズ

本市における直近５か年において、保育利用希望児童数※¹は増加傾向にあり、保育ニーズは高止まりしています。国報告待機児童※²を含む入所保留児童は毎年増加傾向にあり、令和２年度時点では３３人でしたが、令和６年度時点では６８人となっています。



※¹ 保育利用希望児童数…保育利用児童と入所保留児童を合わせた数。

※² 国報告待機児童…求職活動の停止、特定の保育所等の希望、育児休業中の理由による者を除いた待機児童。

（２）利用者数の推移

現在運営中の市立保育所５園と認定こども園１園の利用者数の推移については、平成２６年と令和６年で比べると４０人ほど利用者数が減少しています。これは希望者数が減少したわけではなく、以前から行っていた定員の弾力化^１運用について、現在は定員に近い人数での運用を行っているためです。市立と民間の利用者数の合計で見ると、この１０年程度で１５０人ほど利用者数が増加しています。就学前児童人口が減少していることを考えれば、この表の数字以上に保育ニーズが高まっているといえます。

^１ 定員の弾力化…待機児童解消のため、定員を超えて入所できるようにすること。

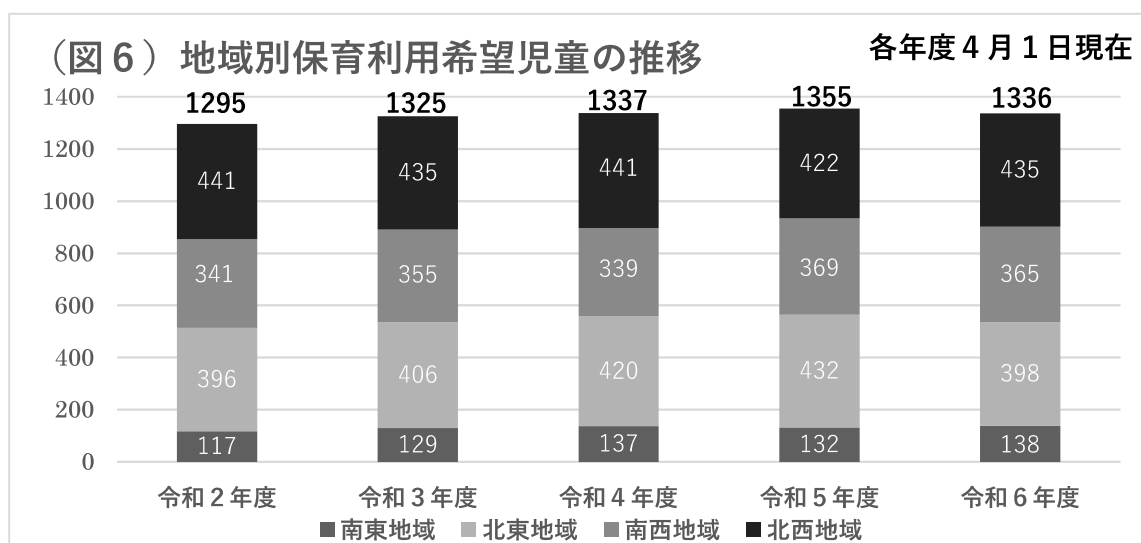
各年４月１日現在											
施設（市立）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
第１保育所	135	132	132	129	128	129	117	107	109	110	107
第３保育所	145	145	142	139	142	140	135	132	131	135	127
第４保育所	76	73	80	78	74	73	68	63	68	66	68
第５保育所	75	75	73	74	78	75	61	64	63	59	61
第６保育所	79	78	76	76	73	81	69	65	65	63	66
※道明寺こども園（旧第２保育所）	81	91	122	130	127	128	126	124	123	122	124
合計	591	594	625	626	622	626	576	555	559	555	553

※令和５年４月１日より道明寺こども園は幼保連携型認定こども園に移行

各年４月１日現在											
施設（民間）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
ラミー保育園	66	69	63	59	55	58	48	50	56	57	56
ななこども園	116	118	110	105	109	114	114	112	111	113	114
ひかりこども園	109	110	98	105	109	103	100	96	99	94	83
惣社こども園	152	149	151	153	152	152	144	149	146	139	136
藤井寺カトリック幼稚園	0	0	0	0	0	6	15	23	21	26	27
ふじの子保育園	66	65	61	61	62	62	61	55	60	58	57
ふじの子第二保育園	—	45	56	62	71	71	67	67	56	62	60
キングダム・キッズ藤井寺	—	—	—	14	16	15	14	16	15	12	14
ふじみ保育園	—	—	—	—	—	—	97	136	147	154	148
合計	509	556	539	559	574	581	660	704	711	715	695

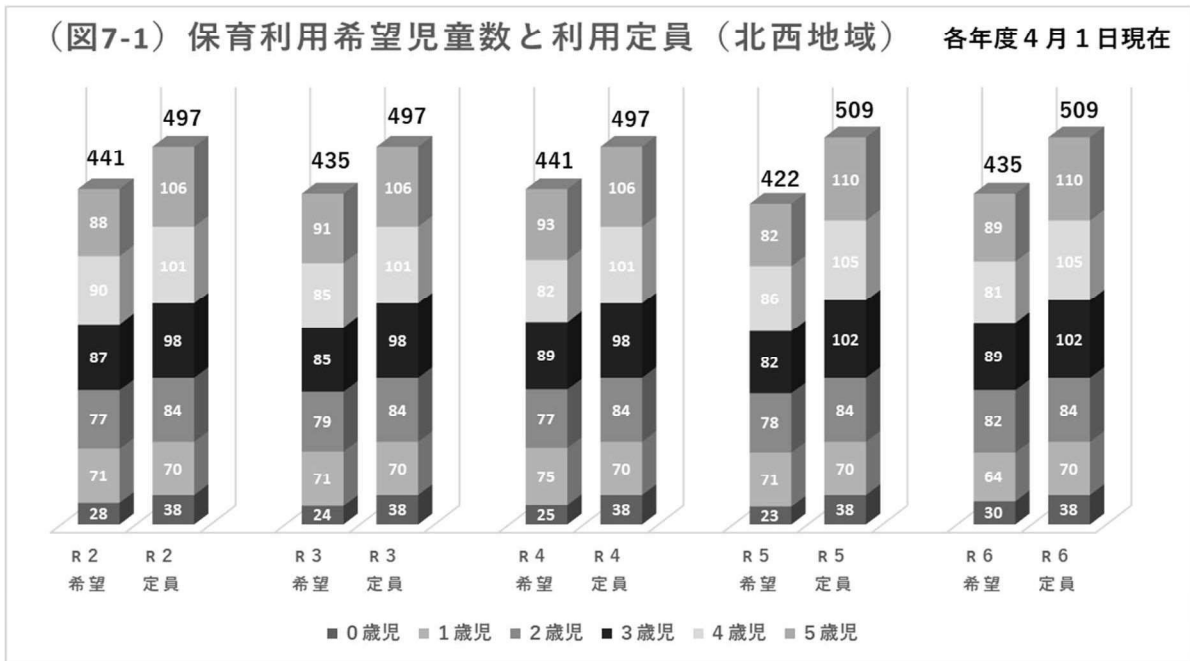
（３）地域別保育利用希望児童数

市全体の保育ニーズを地域別に見ると、北東地域、南西地域及び南東地域で増加傾向にあります。



（４）地域別保育利用希望児童数と利用定員数の乖離

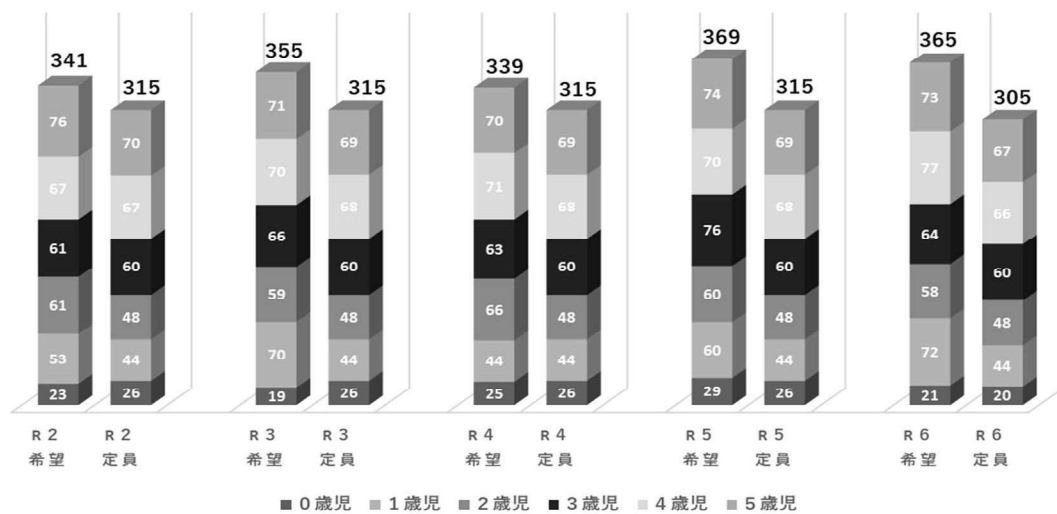
市内各地域の保育利用希望児童数と利用定員数を比較することで、需要と供給のバランスを確認することができます。５か年の傾向を分析すると、南西地域と南東地域で恒常的に供給が不足していることが分かります。特に南東地域は市立の第４保育所しかないため、保育利用希望児童数と定員数の乖離が大きく、早急な対応が必要となっています。



北西地域（利用定員数 — 保育利用希望児童数）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総計
令和2年度	10	▲1	7	11	11	18	56
令和3年度	14	▲1	5	13	16	15	62
令和4年度	13	▲5	7	9	19	13	56
令和5年度	15	▲1	6	20	19	28	87
令和6年度	8	6	2	13	24	21	74

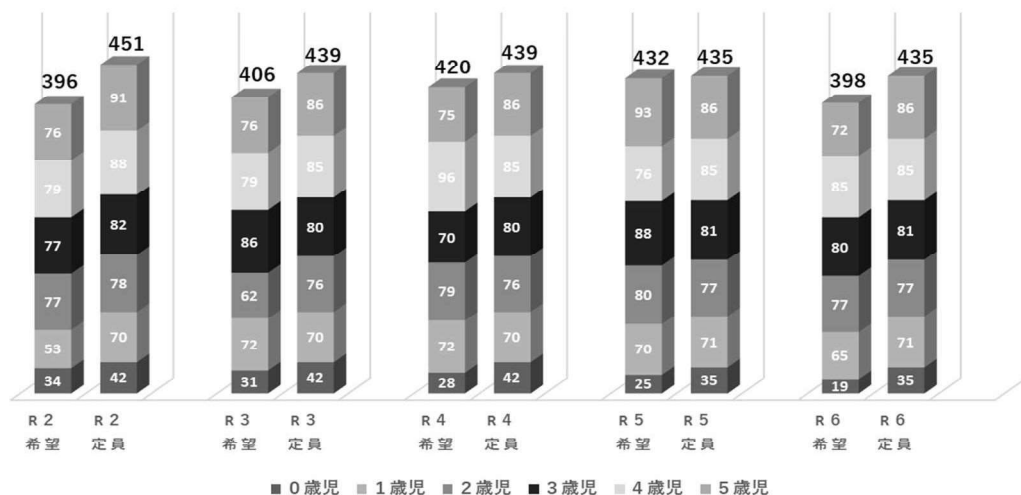
（図7-2）保育利用希望児童数と利用定員（南西地域） 各年度4月1日現在



南西地域（利用定員数 — 保育利用希望児童数）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総計
令和2年度	3	▲9	▲13	▲1	0	▲6	▲26
令和3年度	7	▲26	▲11	▲6	▲2	▲2	▲40
令和4年度	1	0	▲18	▲3	▲3	▲1	▲24
令和5年度	▲3	▲16	▲12	▲16	▲2	▲5	▲54
令和6年度	▲1	▲28	▲10	▲4	▲11	▲6	▲60

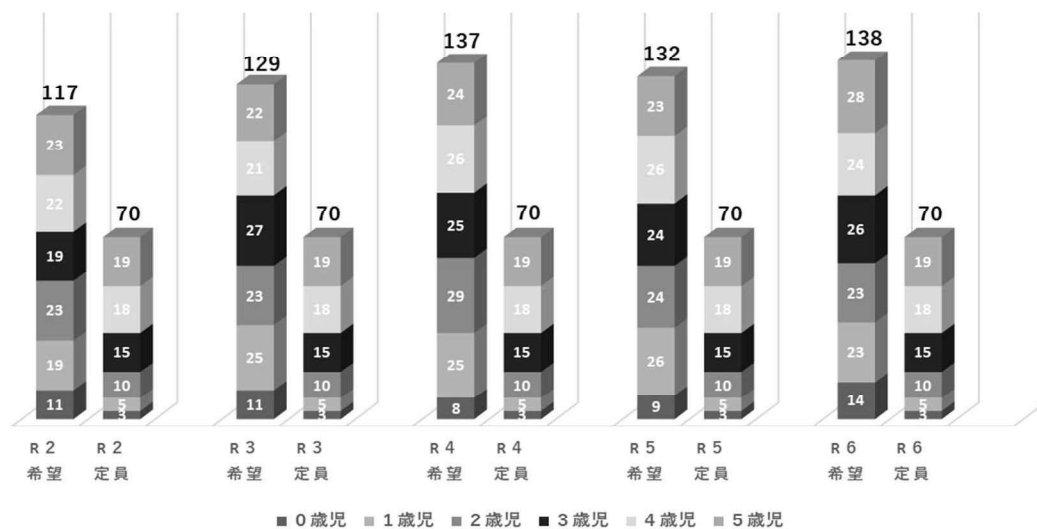
（図7-3）保育利用希望児童数と利用定員（北東地域） 各年度4月1日現在



北東地域（利用定員数 — 保育利用希望児童数）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総計
令和2年度	8	17	1	5	9	15	55
令和3年度	11	▲2	14	▲6	6	10	33
令和4年度	14	▲2	▲3	10	▲11	11	19
令和5年度	10	1	▲3	▲7	9	▲7	3
令和6年度	16	6	0	1	0	14	37

（図 7 - 4） 保育利用希望児童数と利用定員（南東地域） 各年度 4 月 1 日現在



南東地域（利用定員数 — 保育利用希望児童数）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総計
令和2年度	▲8	▲14	▲13	▲4	▲4	▲4	▲47
令和3年度	▲8	▲20	▲13	▲12	▲3	▲3	▲59
令和4年度	▲5	▲20	▲19	▲10	▲8	▲5	▲67
令和5年度	▲6	▲21	▲14	▲9	▲8	▲4	▲62
令和6年度	▲11	▲18	▲13	▲11	▲6	▲9	▲68

3. 子ども・子育て支援事業計画での量の見込み、確保方策

第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、令和4年度に中間見直しを行いました。1・2歳児の保育ニーズ（量の見込み）に対して受け皿（確保方策）が不足しており、第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の期間中での受け皿確保が難しい状況です。

一方、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）では、計画策定の基礎資料となるニーズ調査結果によると、量の見込みが今後緩やかに減少していくことが予想されています。

就学前児童人口の減少を踏まえた量の見込みを注視し、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画と後期計画の整合を図りながら、確保方策を検討する必要があります。

4. 利用ニーズの経過観察のまとめ

過去 5 年間の利用ニーズの経過観察によると、市立幼稚園では利用者の減少により集団教育への影響が顕在化しています。（公社）全国幼児教育研究協会によると望ましい学級人数はおおむね 20 人以上とされていますが、令和 6 年 5 月 1 日時点の学級人数では 20 人以上となるのは市立幼稚園では少数となっております。

また、人口が減少傾向にあるものの、保育利用希望児童数は高止まりの傾向にあり依然として高い保育ニーズがうかがえる結果となっています。地域別では、北西・北東地域では保育ニーズの需要に対する供給が充足しているものの、南東・南西地域では供給が不足しています。

なお、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画では、量の見込みが今後ゆるやかに減少していくことが予想されています。

IV. 市立幼稚園・保育所運営検討部会での検討内容

1. 市立幼稚園・保育所運営検討部会設置までの経緯

藤井寺市長より藤井寺市子ども・子育て会議に対して、後期計画策定のため、専門的な審議に関する諮問がされ、子ども・子育て会議の下部組織として「市立幼稚園・保育所運営検討部会」が発足しました。

諮問内容は市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法と幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性の2点です。

●市立幼稚園・保育所運営検討部会設置までの経緯

平成 29 年 3 月 24 日	公共施設マネジメント推進本部長から幼稚園・保育所のあり方検討部会長宛てに、「藤井寺市立幼稚園・保育所のあり方検討について」の表題で、具体的施策の立案検討と、検討結果の公共施設マネジメント推進本部への報告の指示が出される。
平成 30 年 3 月 28 日	公共施設マネジメント推進本部長から幼稚園・保育所のあり方検討部会長宛てに、「藤井寺市立幼稚園・保育所のあり方検討における再編実行計画（案）の立案方針について」の表題で、多段階再編方針（計画を前期と後期に分割して策定すること）の採用と、前期計画における幼稚園の単独統廃合の再編方針指示が出される。
平成 30 年 8 月 29 日	公共施設マネジメント推進本部において、前期計画が策定され、後期計画に向けて利用ニーズの経過観察が盛り込まれた。



第一次再編実施・経過観察



令和 5 年 2 月 22 日	藤井寺市長より藤井寺市子ども・子育て会議に対して、後期計画の策定のため、専門的な審議に関する諮問がなされる。
令和 5 年 2 月 22 日	上記諮問を受けて、第 29 回藤井寺市子ども・子育て会議において、専門的な審議・検討を行なうため、子ども・子育て会議の下部組織として「市立幼稚園・保育所運営検討部会」の設置が決定される。

2. 審議内容

第 1 回検討部会の概要

開催日 令和 5 年 3 月 29 日（水）

- 議 題
1. 部会長及び副部会長の選出について
 2. 市立幼稚園・保育所運営検討部会の役割について
 3. 藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）について
 4. 藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）の検討について

第2回検討部会の概要

開催日 令和5年8月22日（火）

- 議 題
1. 前回部会の会議録の作成について
 2. 市立幼稚園・保育所及び認定こども園の現状について
 3. 市立幼稚園・保育所及び認定こども園の課題について

第3回検討部会の概要

開催日 令和5年12月27日（水）

- 議 題
1. 前回部会の会議録の確認について
 2. 道明寺こども園の幼保連携型認定こども園移行による効果検証について
 3. 市立幼稚園、保育所及び認定こども園の課題解決について

第4回検討部会の概要

開催日 令和6年1月31日（水）

- 議 題
1. 前回部会の会議録の確認について
 2. これまでの検討部会における論点整理について
 3. 答申（案）の作成に向けて

第5回検討部会の概要

開催日 令和6年2月27日（火）

- 議 題
1. 前回部会の会議録の確認について
 2. 答申（案）について

3. 道明寺こども園の幼保連携型認定こども園移行による効果検証について

（1）道明寺こども園の現況

（令和6年4月1日現在）

在所	敷地面積		クラス人数							利用定員
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
林3-1-25	2,988.40㎡	1号認定					18	23	41	63
		2・3号認定	6	20	24	25	25	24	124	127

（令和6年4月1日現在）

建物名称	主体構造	建築年月	築年数	耐震性
1期棟	鉄骨造	平成28年6月	7年	診断不要
2期棟	鉄骨造	平成28年6月	7年	診断不要

（2）効果検証

後期計画の検討にあたっては、道明寺こども園の幼保連携型認定こども園移行後の検証結果を踏まえることとしていました。

これを受けて、令和5年7月と11月に実施した保護者アンケートの結果、これまでの職員研修の状況などを踏まえ、藤井寺市立認定こども園推進本部による効果検証が行われました。

幼保連携型認定こども園移行による効果検証について

令和5年12月22日
藤井寺市立認定こども園推進本部

令和4年9月27日に開催された、令和4年度第1回藤井寺市公共施設マネジメント推進本部会議において、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画〔後期計画〕の検討にあたっては、道明寺こども園の幼保連携型認定こども園への移行後の検証結果を踏まえることとされた。そこで、認定こども園推進本部として、道明寺こども園の現状について次のように評価した。

道明寺こども園の認定こども園への移行は順調に進んでいる。検証で示された課題を解決し、引き続き教育及び保育の質の向上に向けた取り組みを進められたい。

○園児に負担をかけることなく認定こども園への移行が進んでいる。

7月と11月に実施した保護者に対するアンケート調査の結果によれば、ほとんどの保護者が、園児がこども園の生活を楽しんでいると感じ、こども園に戸惑っている子どもは7月時点で12%、11月時点で6%と低下している。園児にとって認定こども園の移行が負担になっていることはほぼないように思われる。

○保護者からの評価は高いものがあるものの、職員とのコミュニケーションに課題も見られる。

アンケートによる保護者の意見として、教育・保育が充実したこと、友達が増えたこと、先生のかかわりなどを評価する声が多くあった。しかしながら、園からの情報発信の面においての評価は相対的に低めであり、職員とのコミュニケーションをとりにくくなったという意見が自由記述からも複数見られた。これは、登降園の動線が変わったこと、参観、懇談などの保護者参加の行事の在り方が変わったこと、組織規模が大きくなったことなどに起因すると考えられる。今後、保護者との対話の充実が図られるよう取り組む必要があると考える。

○質の高い教育・保育を行うよう職員研修が熱心に行われている。

認定こども園は、多様な生活スタイルをもつ全ての子どもに安心の場を保障するとともに、よりよい成長発達を促していく教育・保育の場である。保育教諭には幅広い知識や子ども理解、保育者としての力量が求められる。研修を継続することでより質の高い教育及び保育の提供が期待できる。

保育の改革期にあたり、認定こども園移行を契機に、他の幼稚園や保育所でも保育の質向上をめざした取り組みを進め、本市の就学前教育・保育を充実させていくことが望まれる。

○こども園職員間の連携に苦労している。

認定こども園初年度の運営においては、子どもの安心、安全を確保する職員の動線、保育のあり方や行事についての考え方など、多くの課題の整理とこども園としての具体的な保育方法の構築が求められる。円滑な運営をめざして、園の職員は大変な努力を重ねているものの、組織が大きくなった分、職員間の伝達、連携を迅速かつ効果的に行うにはこれまで以上の取り組みが必要である。ICTシステム、ノンコンタクトタイムの活用などによる改善も望まれるところである。

4. 答申

1. 市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について

市が設置する就学前教育・保育施設として幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園があるが、市立幼稚園・保育所は、幼保連携型認定こども園へ移行することが望ましい。

2. 幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性

再編の方向性としては、地域性を考慮に入れ、供給に不足のある地域から優先的に市立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園に移行することが望ましい。

【附帯意見】

1. 公立施設の果たす役割として、市内のこどもたちのセーフティネットであること、保育施設入所希望児童数の偏りに対する調整機能、教育・保育水準の確保などがある。市はこの役割を果たしつつ、質の高い就学前教育・保育を提供できる体制を検討されたい。
2. 新たな施設の規模については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策を踏まえつつ、適正な配置及び規模とすることを検討されたい。
3. 幼保連携型認定こども園移行時には、1号認定こどもに対する3歳児保育、給食の実施を前提にして検討されたい。
4. 職員の採用については、試験の方法や内容の見直しにより受験しやすい試験とするなど、人材確保方策を検討されたい。併せて、人材確保に資する職場の魅力向上及びその周知などの取り組みをより一層進めるよう検討されたい。
5. ワークライフバランスに配慮するとともに、職員のやりがい向上、心身の負担軽減などを考慮した働きやすい環境づくりを推進し、教育・保育の楽しさを実感することで、悩みや不安の解消や離職を防ぐなどの方策を検討されたい。
6. 保護者や職員の意見をくみ取る場や仕組みの構築を検討されたい。

V. 再編の方向性

1. これまでのまとめ

前述の「Ⅱ. 現状について」、「Ⅲ. 利用ニーズの経過観察」、「Ⅳ. 市立幼稚園・保育所運営検討部会での検討内容」を踏まえ、以下に「これまでのまとめ」を示します。

- ◆整備対象となる市立幼稚園・保育所はともにほとんどの施設で築50年以上となり施設の老朽化が進行しています。
- ◆市立幼稚園では集団教育において、（公社）全国幼児教育研究協会の報告で望ましい人数とされる20人以上の施設がほとんどなく、複数年にわたり1学級20人を下回っている園もあります。
- ◆市全体の保育ニーズは高止まりしており、南東・南西地域では受け皿が不足しています。
- ◆「市立幼稚園・保育所は、幼保連携型認定こども園へ移行することが望ましい。」「地域性を考慮に入れ、供給に不足のある地域から優先的に市立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園に移行することが望ましい。」と答申されており、答申に沿った対応が必要です。

2. 今後の基本的な方向性

- ◆市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園への移行を進めます。
- ◆地域性や施設の老朽化状況を考慮に入れた再編を進めます。
- ◆今後整備する施設規模は、道明寺こども園の幼保連携型認定こども園移行による効果検証において、組織規模が大きくなったことに起因し、職員とのコミュニケーションに課題があることと示されたこと、また、答申附帯意見に適切な規模とすることと示されたことから、概ね道明寺こども園の定員を超えないような定員設定を検討します。
- ◆幼保連携型認定こども園移行時には、1号認定こどもに対する3歳児の定員確保及び給食実施を進めます。
- ◆保育者の人材確保方策、職員のやりがい向上、保護者や職員の意見を汲み取る場の設置等を施設整備と併せて進めていきます。
- ◆保育の量の確保は、民間保育施設の公募・誘致等を基本に行い、公立保育施設はセーフティネットの確保、入所調整機能、教育・保育水準の確保・向上の役割を果たします。
- ◆後期計画期間中に市立幼稚園の就園児がさらに減少し、集団教育の維持が困難な状況となった際には、後期計画によらず市立幼稚園の統廃合を行う場合があります。

3. 第二次再編計画

（１）再編計画の方針

- ◆市立幼稚園３園、市立保育所５園、市立幼保連携型認定こども園１園を市立幼保連携型認定こども園３園以内の再編を目指します。

（２）再編計画（予定）

地域／施設名		R7 年度	R8 年度	R9 年度以降
—	道明寺こども園	整備済		
北東地域	第４保育所	}		
南東地域	第５保育所			
	道明寺南幼稚園			
南西地域	第３保育所	}	地域性や施設の老朽化状況を考慮 に入れ、バランスを取りながら再編を 進める	
	藤井寺南幼稚園			
北西地域	第１保育所			
	第６保育所	}		
	藤井寺幼稚園			

4. 今後の進め方

- ◆第六次藤井寺市総合計画及び各種関連計画との整合を図りつつ、用地確保や財源確保方策等の想定される諸課題の解決を行いながら、第六次藤井寺市総合計画実施計画において事業化を進めます。
- ◆後期計画とは別途、民間保育施設の公募・誘致等を必要に応じて行い、待機児童の解消に努めます。
- ◆保育ニーズの変化、施設の老朽化の進行、施設の管理運営形態のあり方、財政状況の急激な悪化等、社会経済情勢の変化により後期計画を見直す場合があります。

Ⅶ. その他参考資料

〈参考①：諮問〉



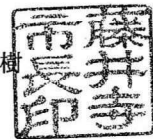
藤こ保第 938 号

令和 5 年 2 月 22 日

藤井寺市子ども・子育て会議

会長 星野 智子 様

藤井寺市長 岡田 一樹



市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について（諮問）

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画の後期計画の策定につきまして、貴会議に諮問します。

【諮問内容】

- 市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について
- 幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性

ただし、検討に際しては、道明寺こども園の、認定こども園移行後の検証報告も踏まえることとする。

〈参考②：答申〉

令和6年3月27日

藤井寺市長 岡田 一樹 様

藤井寺市子ども・子育て会議
会長 興石 由美子

市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について（答申）

令和5年2月22日付け藤こ保第 938 号で諮問のありました標記の件について、市立幼稚園・保育所運営検討部会において慎重に検討した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

令和5年2月22日、藤井寺市子ども・子育て会議は、藤井寺市長から「市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について」と題する諮問書を受理し、1. 市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について、2. 幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性の2点について意見を求められました。

当会議では、市立幼稚園・保育所運営検討部会を設け、5回にわたり、総合的かつ慎重に審議を重ねた結果、一定の方向性をまとめるに至ったものです。

藤井寺市におかれては、本答申の内容を尊重し、市民の十分な理解を求めつつ適切な施策を講じられ、藤井寺市の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展が図られるよう望みます。

1. 市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について

市が設置する就学前教育・保育施設として幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園があるが、市立幼稚園・保育所は、幼保連携型認定こども園へ移行することが望ましい。

（理由）

- ・ 幼保連携型認定こども園は、保護者の就労の有無等に関わらず利用できる施設であり、保護者の就労状況に起因する退園・転園といった負担を軽減できること。
- ・ 1号認定こどもと2号認定こどもの双方が在籍する幼保連携型認定こども園では、就学前のこどもたちが同じ地域に育つこどもとして、個々の生活背景に関わらず、同じ保育施設、環境の中で時間・空間・仲間を共有し、関わり合いながら必要な活動を経験できること。
- ・ 幼保連携型認定こども園へ移行した道明寺こども園にて実施されたアンケートから、保護者が「こどもが園生活を楽しんでいる」、「友達が増えた」、「活動の幅が広がった」と前向きに感じていること。また、アンケート結果に加え、質の高い教育・保育を行うよう職員研修が熱心に行われていることなどを踏まえた市の効果検証において「道明寺こども園の認定こども園への移行は順調に進んでいる。検証で示された課題を解決し、引き続き教育及び保育の質の向上に向けた取り組みを進められたい。」と評価されたこと。
- ・ 幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園で行っている教育・保育は相反するものではなく、幼児の教育部分を中心に共通の要素をもって構成されており、市立幼稚園、保育所がこれまで培ってきた教育・保育の融合、進化が求められている。現時点で課題はあるものの、幼保連携型認定こども園に移行することでそれらの融合、進化が図られ、市の就学前教育・保育の質向上の実現に寄与すると考えられること。

2. 幼稚園・保育所の将来的な再編の方向性

再編の方向性としては、地域性を考慮に入れ、供給に不足のある地域から優先的に市立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園に移行することが望ましい。

（理由）

- ・市内を藤井寺市都市計画マスタープランの地域別構想の地域区分で見た場合、保育の需要に対する供給が不足している地域があり、需給ギャップ解消への対応が必要であること。
- ・市立幼稚園は園児数の減少傾向が続いているものの、こどもの特性に配慮し、様々なニーズに対応するためには、1号認定こどもに対する一定数の受け皿が必要であること。
- ・市立幼稚園・保育所の大半が、築40年以上を経過しており老朽化が進んでいる。就学前教育・保育の質向上には施設の機能面を向上させる必要があるため、早急な対応が望まれる。一方で、既存施設の現地建替が困難であることや厳しい財政状況を考慮すると、藤井寺市公共施設再編基本計画を踏まえ、幼保連携型認定こども園に施設を集約することで、早期の再編を実現できると考えられること。

【附帯意見】

1. 公立施設の果たす役割として、市内のこどもたちのセーフティネットであること、保育施設入所希望児童数の偏りに対する調整機能、教育・保育水準の確保などがある。市はこの役割を果たしつつ、質の高い就学前教育・保育を提供できる体制を検討されたい。
2. 新たな施設の規模については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策を踏まえつつ、適正な配置及び規模とすることを検討されたい。
3. 幼保連携型認定こども園移行時には、1号認定こどもに対する3歳児保育、給食の実施を前提にして検討されたい。
4. 職員の採用については、試験の方法や内容の見直しにより受験しやすい試験とするなど、人材確保方策を検討されたい。併せて、人材確保に資する職場の魅力向上及びその周知などの取り組みをより一層進めるよう検討されたい。
5. ワークライフバランスに配慮するとともに、職員のやりがい向上、心身の負担軽減などを考慮した働きやすい環境づくりを推進し、教育・保育の楽しさを実感することで、悩みや不安の解消や離職を防ぐなどの方策を検討されたい。
6. 保護者や職員の意見をくみ取る場や仕組みの構築を検討されたい。

〈参考③：検討部会委員リスト〉

部会長	的場 啓一	子ども・子育て会議臨時委員
副部会長	輿石 由美子	子ども・子育て会議委員
	中辻 智子	子ども・子育て会議委員
	春名 絵美	子ども・子育て会議委員
	瀧川 光治	子ども・子育て会議臨時委員
	渡邊 有未	子ども・子育て会議臨時委員
	中村 香世	子ども・子育て会議臨時委員
	高橋 文香	子ども・子育て会議臨時委員

<参考②>

藤 政 F 第 114 号

令和 7 年 8 月 13 日

藤井寺市病院跡地活用検討部会 部会長及び
幼稚園・保育所あり方検討分科会 会長 様

藤井寺市公共施設等管理・活用推進本部
本部長 岡田 一樹

藤井寺市病院跡地における市立幼稚園・保育所のあり方検討について

藤井寺市病院跡地活用検討及び市立幼稚園・保育所の再編を推進するにあたり、藤井寺市病院跡地活用検討部会及び当該部会の幼稚園・保育所あり方検討分科会において、下記について速やかに検討し、報告すること。

記

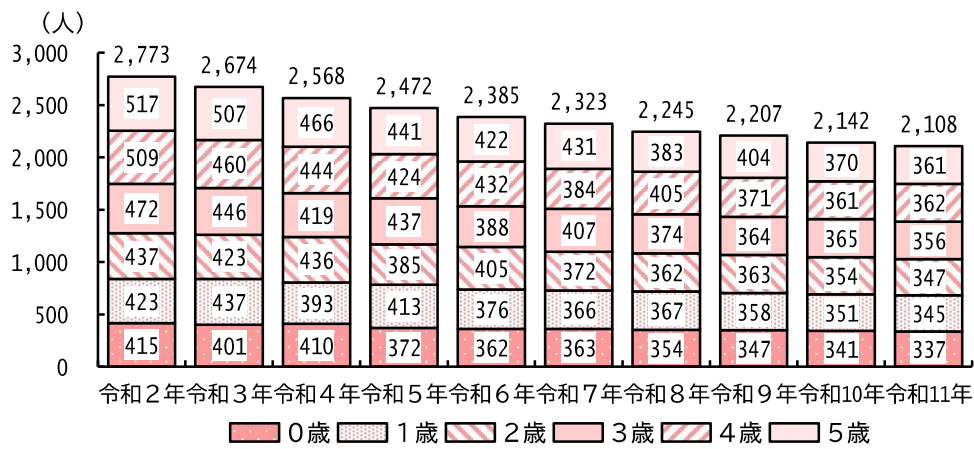
1. 検討・報告事項

藤井寺市病院跡地活用検討における現在の機能案を踏まえた公立幼稚園・保育所の移転・再編の具体化にあたって、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）に基づく第一次実施計画を策定すること。なお検討にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・道明寺南幼稚園及び第4保育所を再編のベースにしながら、第5保育所の移転再編の可能性も含めること
- ・公営だけでなく民営も含めた移転再編後の最適な運営形態を検討すること
- ・移転した幼稚園・保育所の跡地の取扱い
- ・その他、上記検討にあたって必要な事項

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

年齢別就学前児童人口の推移及び推計



資料：藤井寺市 人口動態（各年3月末日現在）

教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	322	105	734	86	191	239
確保方策	650	829		102	203	245

令和8年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	306	100	698	84	191	233
確保方策	650	889		108	219	263

令和9年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	300	98	684	82	187	233
確保方策	650	889		108	219	263

令和10年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	289	94	658	81	183	228
確保方策	650	889		108	219	263

令和11年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	284	92	648	80	180	223
確保方策	650	889		108	219	263

藤井寺市病院跡地活用に係るヒアリング調査

【実施結果報告】

1 ヒアリング調査概要

(1) 実施概要

実施目的	第1回委員会にて示した病院跡地活用の基本的な考え方に基づいた、導入機能の方向性を検討するにあたり、民間事業者との対話を通して、病院跡地に係る活用可能性を把握することを目的として実施しました。
実施日程	令和6年12月下旬～令和7年2月中旬
参加事業者数	9事業者 (デベロッパー・建設事業者：4者、機能別運営事業者：5者)

(2) 実施手法

今回のヒアリング調査は、限られた期間内でより具体的なアイデア・ノウハウを聴取し、各機能における導入可能性の検討を進めるため、全国展開し、自治体との連携した事例を有する事業者や、市内で実績のある事業者を中心に調査対象として抽出し、直接的な対話による意見交換を行いました。

(3) 調査内容

ヒアリング項目	対話内容
導入機能のアイデア	・市が想定する導入機能の中で活用の可能性があるもの - 医療機能 高齢者福祉機能 保育機能 コミュニティ機能 - 健康増進機能 収益機能 公園機能 ・整備運営を行うにあたり、公共との役割分担 ・想定される施設内容と、施設同士でどのような相乗効果が期待できるか ・緊急時の一時避難所としての利用可否
活用が想定される対象地の活用範囲	・市民病院跡地及び医師公舎跡地の活用範囲
事業手法	・どのような事業手法で参画可能か ➡病院跡地の一部（半分）について定期借地、売却、テナント ➡病院跡地全体または一部（半分）について公共施設部分を一括して整備する PPP/PFI 手法の可能性 ➡指定管理者として運営を委託
参入意向・時期	・参入意欲、参入時期、参入にあたっての課題、参入にあたっての条件等
行政に求める支援	・費用負担、規制緩和、PR などどのような支援を求めるか
その他の意見・提案	・上記以外の意見・提案

2 実施結果

		事業者カテゴリ	
		デベロッパー・建設事業者（4社）	機能別運営事業者（5社）
導入機能ごとの 施設内容の可能性 (○：可能性あり △：条件付きで 可能性あり ×：可能性なし)	① 医療	クリニック (×：道が狭い、周辺人口を踏まえるとクリニック単体では収益性が低く厳しい。クリニックモールではさらに厳しい) (△：クリニック単体は難しいと考えられるが、介護施設等との複合施設であれば可能性はある。病院は入院施設を含む場合は民間が自由に開設できないためクリニックよりも難しい) クリニックモール (△：近年はネットで調べて来る人が多いため幹線道路沿いでも問題ないという事業者は一定数いるが、駐車台数の確保は必須であるため交通利便性から見ると弱い。人口減少地域になっているので徒歩でやってくる人が少ない) (△：皮膚科、小児科が1～2軒であれば可能性はあるが、幹線道路（170号線）から離れており視認性やアクセス性が低いいため、参入クリニックが少ないと想定される)	クリニック（小児科） (△：近隣のクリニックと競合しなければ導入の可能性はある。市がクリニックを作り、市が医者を集める際に協力することは可能) (○：小児科であれば、保育園と連携したクリニックがあると親がより安心して預けることができるためサービスの質が高まる。また、こども園との併設による病児保育も見据えている)
	② 高齢者福祉	介護施設 (○：駅から近く遠方から家族等が来やすいため、参入しようとする事業者がいる可能性はある) 介護施設（サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）） (△：大手介護事業者の参入は見込めない。参入意欲がある地元介護事業者を探索必要がある) 小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護 (○：特別養護老人ホーム（特養）、介護老人保健施設は枠を増やすことができれば可能性があるが敷地全て使う必要がある。有料老人ホーム、サ高住は民間が自由に建てられるがこれも一定の敷地面積が必要となる。このため、小規模施設が条件に合うと考えられる) 介護付きの有料老人ホーム (○：マーケット調査の結果、介護ニーズは一定満たされていると考えられるが、特定施設（府又は市による指定が必要）であれば事業者の参画意欲は上がると考えられる)	老人福祉センター（松水苑）の移転と指定管理者による運営 (○：老人福祉センター（松水苑）は60歳以上の市民が利用対象となっているため、老人福祉センター（松水苑）の機能を移すと同時に多世代が利用し、交流できるスペースや居場所づくりとする) (○：高齢者だけでなく子どもも集まれる空間が望ましい) (○：高齢者が集える公共施設がないこと、老人福祉センター（松水苑）の老朽化に伴う修繕費の負担が課題と考えられるため) 特別養護老人ホーム (×：敷地面積が不足する) 介護老人保健施設 (×：病院跡地全体が必要のため他の機能を導入することが難しい) 各種介護サービス (×：藤井寺市内はサービスが充実しており、需要が見込めない。特定施設等が設置できるのであれば可能性があるが、供給量が足りているため大阪府から認可がおりないのではないかと) 高齢者デイサービス (○：藤井寺市は、サービスが充実し、近隣にも同様のサービスはあるが、当法人は実績とノウハウがあり、収益源として想定できる。軽度な方の健康増進も含めて想定している)
		【総括】 ・老人福祉センター（松水苑）の機能を移転し、多世代で使える空間とすることが望ましい また、公共施設として設置した場合には、指定管理者による運営が可能 ●介護施設について ・特別養護老人ホーム：病院跡地では敷地面積が不足する ・介護老人保健施設：病院跡地全体が必要のため他の機能を導入することが難しい ・地域でのサービス供給量は足りているため、特色あるサービスがあれば見込みはある ・大手事業者よりも地元で展開している事業者の方が参入が見込める	

ヒアリング調査項目		事業者カテゴリ	
		デベロッパー・建設事業者（4社）	機能別運営事業者（5社）
③	保育	<u>保育園</u> （○：駅から近く遠方から家族等が来やすいため、参入しようとする事業者がいる可能性はある。併設されれば小児科が進出する可能性が高くなる） （△：藤井寺市のこども園公募があれば園事業者の参加が可能。周囲の保育園を再編する形とすれば民間が参入する可能性はある）	<u>子どもの居場所機能</u> （○：不登校児童、貧困により食事が十分に接種できていない子ども、虐待を受ける子どもなどに支援を行える機能が必要のため） <u>こども園 or 認可保育園、一時預かり、病児・病後児保育、学童保育、こども食堂、子育て支援センター</u> （○：小児科併設となると病児保育も対応可能。園児が卒園後に必要な学童保育や、障がい者入所施設が併設できれば食堂を作ることになるため、無償提供可能なこども食堂も可能となる） （○：子どもを預ける事で親が安心して働くことができる環境整備が必要）
		【総括】 ・こども園や保育所などの参入は見込める ・病児病後児保育、一時預かり、子ども食堂などの子育て支援機能も保育機能との併設であれば導入の可能性がある	
	④ 健康増進	<u>公共施設等</u> （○：市の保健センターが30年入居すれば整備可能。市が施設を設置して、指定管理者として民間事業者が参入する可能性もある）	<u>公共施設の指定管理者として運営</u> <u>「フィットネス等」</u> （○：介護予防や日々の健康維持に利用できる。様々な世代が利用することで、ボランティアや有料の講座など、地域活動への参加のきっかけにつなげることが出来る。ボランティアへの登録や将来的にシルバー人材センターや有償ボランティアなどの担い手も期待できる）
		【総括】 ・保健センター等の公共施設を設置した場合、指定管理者による運営が可能	
⑤	コミュニティ	<u>公共施設等</u> （○：市の施設が30年入居すれば整備可能。市が施設を設置して、指定管理者として民間事業者が参入する可能性もある）	<u>公共施設の指定管理者として運営</u> <u>「地域活動にチャレンジできるコミュニティセンター」</u> （○：子ども食堂や体操グループ、ボランティア活動など、市民活動に利用できるスペースや会議などで使用できる場所があれば住民活動が活発になる） <u>「貸しスペース」</u> （○：サークル活動等で現状利用してもらっているが、今後は縮小する可能性があるため小規模で良いと考えられる） <u>「高齢者、子ども、子育て世代の居場所やボランティア活動の練習拠点としての機能」</u> （○：②の機能と同様の理由による） <u>「地域多世代交流施設」</u> （○：②の機能と連携する形で対応可能）
		【総括】 ・多世代交流スペース等の公共施設とし、指定管理者による運営が可能	
⑥	収益	<u>商業施設</u> （×：前面道路が狭いため車で来づらい。用途地域による制限のため施設規模が小さい。5m～10mの浸水域である。土壌汚染の恐れがある） <u>カフェ、体験型施設等</u> （△：他の施設に付随する形であれば可能性はある。道明寺天満宮を活用した体験型の集客施設は考えられる（収益性が担保できないため、市だけでなく近鉄や道明寺天満宮などの全面協力があれば可能性はある）	<u>配食が可能なレストラン、洗濯の配達も可能なコインランドリー（障がい者雇用を想定）</u> （○：訪問介護事業の縮小を想定し、レストランにて食の支援、コインランドリーにて洗濯配達の支援が可能となるため） <u>カフェ、お弁当屋、コインランドリー（障がい者雇用を想定）</u> （○：カフェは人が集えるような場所として有効。お弁当屋は保育園の帰りに親が購入することができる）
		【総括】 ・敷地条件により収益施設単体の導入は難しい ・飲食・生活サービス関連については、高齢者向け機能または保育機能と併設する形で相互利用が望め、障がい者就労支援としての位置づけでの参入の可能性もあり収益が見込める	

ヒアリング調査項目		事業者カテゴリ	
		デベロッパー・建設事業者（4 社）	機能別運営事業者（5 社）
	⑦	公園 (×：民間で収益を上げながら緑地を管理することは難しい)	指定管理者として運営 「子育てしやすい広場、子ども、高齢者が集まれる場所」 (○：幼児や低学年の児童が安心して遊べるような屋外広場と、室内で休憩できるスペースを確保する。またおむつ交換が出来たりすることで子育て世代が集まりやすく、室内で休憩できることで急な天候の変化や酷暑など異常気象の際にも安全が確保される) 「公園」 (○：子どもが遊べるような公園が少ない。利用料収入により維持管理を行うことも考えられる。防災機能を兼ねる) (○：平日は公園機能、休日はイベントを行うことで幅広い年齢層、多様な人が集えるようになるため)
			【総括】 ・可能性はあるものの敷地規模を踏まえ、メイン機能を設定後、施設整備の際に検討する
	⑧	その他 <u>マンション</u> (×：当法人として実施対象地域外であるため) (×：立地条件が悪く価格帯が合わないと考えられるため) <u>賃貸住宅、寮・社宅</u> (△：参入したい事業者を見つけることが課題である) <u>戸建住宅</u> (×：敷地面積が大きいため何十棟と建つことになるがそこまで需要が見込めない) 	障がい児者支援機能（児童発達支援/放課後等デイサービス事業所、就労支援事業所、通所サービス） (○：障がい児者の生涯にわたる支援が必要。医師公舎跡地を活用して就労支援事業所を行うことも想定できる。障がい児者向けのサービスで市が求めるものがあれば対応することも可能) 職員向けの駐車場・宿舎、学生向けの安価な賃貸住宅 (○：医師公舎跡地で可能性がある)
			【総括】 ・高齢者向け、保育機能との相乗効果が期待される障がい児者向け施設の可能性がある ・導入機能案にはないが、病院跡地部分については住宅としての活用見込みはうすい

ヒアリング調査項目	事業者カテゴリ	
	デベロッパー・建設事業者（4 社）	機能別運営事業者（5 社）
導入機能のアイデアについて	●施設同士の相乗効果 ・公共施設集約による市民の利便性向上 ・③が併設されれば小児科が進出する可能性が高くなる ●官民の役割分担 ・①は民間にて行う想定 ・公共で土地の貸付または売却し、民間で整備・維持管理を行う ●避難所可否 ・可能 - ー緊急避難場所や防災公園の整備等 - ー一時避難場所や備蓄倉庫の整備等 - ー地方自治体と一時避難施設としての使用に関する協定締結実績あり	●官民の役割分担 ・公共で整備、維持管理を行い、民間で運営を行う ・地域の交流拠点や一時避難所の機能を包含する施設になるとすれば、建設に関しては、可能な限り市に参与していただきたい ・公共で実施する計画を示してもらえれば、役割分担を検討し、様々な形で対応したい ●施設同士の相乗効果 ・年代を問わず市民が集うことができるフリースペースがあれば、高齢者と子育て世代の世代間の交流、学齢期の学習支援、地域の担い手と顔見知りになる機会が増えることで、課題の発掘や相談機能が強化できる ・高齢者のサークル活動や文化連盟メンバーの不足による活動が減退しているため、子どもや親世代が一緒に集まる場を作れば、地域が活気づく ・こどもを中心とし、高齢者、障がい児者、地域住民等が日常的に交流することができる拠点としたい ・「子育て支援」「インクルーシブ社会」「地域多世代交流」をキーワードとした多様な施設の集合体ができ、「地域のハブ」として機能することで、様々な世代層や障がいの有無を超えて人々が集まり、まち全体を活気づけるものになる ●避難所可否 ・可能 - ー災害時の一時避難所 - ーレストランを設置し、ローリングストックで食材管理をすることで災害時の食糧備蓄にも有効 - ー他市では災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書を締結している実績がある ●その他 ・子どもから高齢者のサービスは一体的に運営することで効果が生まれるため、②③⑤は一体的な運営を想定しており、できれば付加的な機能として障がい者の雇用場の場として⑥もセットにできれば望ましい
	【総括】 ・民間施設の場合でも一時避難所としての利用が可能 ・施設や機能同士だけでなく、子どもや高齢者、障がい児者などの幅広い方々との交流なども含めた相乗効果が期待できる	
活用が想定される対象地の活用範囲について	・病院跡地 - ークリニックとする場合は、一つの建物に複数同居する形ではなく、敷地内に個別に何棟か建てる形が望ましい。また、多くの駐車台数の確保が必要のため、クリニックのみで病院敷地全てを活用することが望ましい ・医師公舎跡地 - ー周囲が住宅で道路からの視認性が無いため、売却して住宅用地とした方が良い - ー医師公舎跡地単体でのクリニックは難しい	・病院跡地 ー複数事業者から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護施設については、手狭という意見がある ・医師公舎跡地
	【総括】 ・病院跡地、医師公舎両方の活用が見込める ・病院跡地と運動した医師公舎の活用ができない場合は、住宅用地などとしての売却が望ましい	
想定される事業手法について (○：可能性あり △：可能性はあるものの課題がある ×：可能性なし)	<u>病院跡地全体または一部について定期借地又は売却</u> (○) (少数意見として定期借地は採算が取れない可能性があるという意見がある) <u>指定管理者として運営</u> (○) <u>市が建てた施設内のテナントへ事業参入</u> (○) <u>PFI 方式</u> (×：SPC 組成等に費用がかかるため事業規模が 30～50 億円以上でないと参画が難しい) ※公共施設部分の整備が生じる場合は、設計、建設、維持管理におけるリース方式、DBO 方式等であれば可能	<u>指定管理者として運営</u> (○) <u>敷地を分割して売却又は定期借地し、公共施設（指定管理として参入）と民間施設を整備する</u> (○) <u>市が建てた施設内のテナントへ事業参入</u> (○) <u>その他</u> (△：費用削減のため既存施設の改修も想定できるが、施設の再利用の可否や必要面積の調整が必要)
	【総括】 ・PFI は事業規模が小さいため適さない（50 億円以上の規模が目安） ・以下のパターンが想定される ①敷地を分割して売却又は定期借地し、公共施設（指定管理として参入）と民間施設を整備する ②市が建てた施設内のテナントへ事業参入	

ヒアリング調査項目	事業者カテゴリ	
	デベロッパー・建設事業者（4 社）	機能別運営事業者（5 社）
参入意向について	・敷地条件の観点から民間の商業開発等は難しいため、公共施設整備として、設計、建築、維持管理の請負であれば参画を検討する ・公募の時期による ・現時点では参入意欲は低い	・複数事業者において参入意欲あり ・時期についてはいつまでというものはなく、市の事業スケジュールに合わせる事が可能
	【総括】 ・機能別運営事業者のうち、複数者が参入意欲あり	
行政に求める支援について	・公共施設の集約化に向けた必要施設の整理等をお願いしたい ・低廉な価格での売却 ・設備負担等、何かしらの支援をしていただくと進出意欲が高まる	・補助金の活用 ・事業実施のための許認可取得に対する支援 ・低廉な価格での定期借地、売却 ・①医療機能（クリニック等）を導入する場合には、医師を含む医療職の人材確保のための求人広告や PR 等についての支援をお願いしたい ・③保育機能（こども園等）を導入する場合には、道明寺南幼稚園や第 4・5 保育所の統廃合や保育施設の役割分担も含めた大局的な視点に立った検討をお願いしたい
	【総括】 ・低廉な価格での売却、定期借地 ・補助金の活用	
その他の意見・アイデアについて	・民間施設を一時的な避難施設としたり備蓄倉庫を置いたりすることができるように市と民間事業者で協定等を結ぶことは可能 ・時期と事業内容によっては、設計・建設の人手確保が難しくなる。サブコン（設備業者）の確保はさらに困難な状況 ・複数のクリニックが進出することはハードルが高いため、求められている診療科を明確にし、早期に誘致活動を行う必要がある ・民間サービスの複合施設誘致は難しい ・公共施設としてこども園、老人福祉センター（松水苑の移転）と住居を複合することは検討可能	・仮に敷地半分を公共施設、もう半分を民間施設（介護系施設）として、公共施設側に指定管理者として入った場合、民間施設側と相乗効果が得られるような効果的な運営の協力は可能 ・住民活動のきっかけとなる場所が道明寺地区にはない ・若い方がイベントやサークル活動を希望しているので、そういう活動をバックアップするような事業が考えられる ・障がい者の積極的な雇用による障がい者支援 ・様々な条件に合わせて運営内容を検討することが可能 ・敷地を分割して整備するにしても、公共と民間で整備計画を十分すり合わせた上で一緒に進めていく必要がある ・ここ数年、建築コストが急騰しているため、活用できる補助金は全て活用する前提で、施設整備における資金調達ができるかが課題 ・7 機能のうち複数を実施していく場合、機能ごとにそれぞれ別の民間事業者が運営を行うのではなく、一括で運営を行うほうが各機能のスムーズな相互連携による効果的な事業運営が図れる。
	【総括】 ・複合施設の場合は、一つの事業者が複数機能を一体的に運営したほうが各機能のスムーズな相互連携が可能となる ・建築費の高騰や人手不足などにより、事業規模やスケジュールに影響する恐れがある	

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（抜粋）

（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例）

第 34 条 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定（第 11 項及び第 14 項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3 公私連携法人は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

5 前項の規定は、地方自治法第 96 条及び第 237 条から第 238 条の 5 までの規定の適用を妨げない。

6 公私連携法人は、第 17 条第 1 項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。

この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

7 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

9 第 7 項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長（指定都市等の長を除く。）は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第 20 条又は第 21 条第 1 項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、第 17 条第 1 項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。

13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第 3 項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第 6 項の規定は、適用しない。